

るが故に、民の罰を畏るゝは、蓋を禁する所以なり、民姦を禁ずる所以を長るれば、國治る。

### 右聽法

聽法とは、法律に一任するなり、此の條は、八種の經論の第七にして、上明なれば法行はる、法行はるれば重人なし、賞罰君の手に出づれば、民懼令を畏れて、法行はれざることなきことを論す。

行義示則主威分慈仁聽則法制毀民以制畏上而上以勢卑下故下肆狼觸而榮於輕君之俗則主威分民以法難犯上而上以法撓慈仁故下明愛施而務賊紋之政是以法令隳尊私行以貳主威行賊紋以疑法聽之則亂治不聽則謗主故君輕乎位而法亂乎官此之謂無常之國明主之道臣不得以行義成榮不得以家利爲功功名所生必出於官法法之所外雖有難行不以顯焉故民無以私名設法度以齊民信賞罰以盡能明誹譽以勸沮名號賞罰法令三隅故大臣有行則尊君百姓有功則利上此之謂有道之國也

字訓【行義】…仁義ナリ【張觸】…一本ニハ猿ヲ狼ニ作レリ、猿ハ俗ノ根ノ字ニテ、尻ルナリ【務三隣教之政】…賤彼ハ、賤教ニ作ルベシ【名號賞罰法令三隅】…名號ハ、誹譽ナリ、陽ハ、方正トイハムガ如ミ、三ツノ皆方正ナルナリ

解説上仁義を示せば、主の威分れて、半は臣下に在り、慈仁を以て政を聽けば、法制毀(ヤブ)る。民は上に制せらるゝを以て上を長れて、上は勢を以て下を卑む者なり、故に下墜(ホシイマ)るに甚矣。然して、君を輕んずる風俗を以て榮譽とすれば、主の威分れて、半は下に在り、民は常度なき國と謂ふ。明主の道は、臣仁義を以て榮譽を成すことを得ず、私家の利を以て功名を爲すことを得ず、功名の生ずる所は、必ず官の法に當り、法に外へハダる所は、常人の爲し難き行ありと雖も、それを以て名顯れず、故に民私の名を以てするとなし、之れを要するに、法度を設けて、以て民を齊しくし、賞罰を信にして、以て才能を盡さしめ、誹謗と稱譽とを明にして、以て善を勧め惡を沮(トバ)め、名號即ち誹謗稱譽と、賞罰と、法令との三つの者、皆方正なるが故に、大臣行ふことあれば、君を尊び、百姓功あれば、上を利す、此れを道ある國と謂ふなり。

### 右類柄

類柄とは、人臣賞罰の二柄を私して、其の所爲君に類似したるないふ、此の條は、八種の經論の第八にして、無常の國と有道の國

### 五蠹

此の篇は、古今の變を説きて、先王の道の今に用ゐるべきらざることを論じ、法を重んじて、文學を棄て、農を重んじて、商工を卑むべきことを述べたる者なり、蓋は、木の中の蟲なり、國に生じて國を害する五種の民を此の蟲に喩へたるが故に、五蠹といふ、上古之世、人民少而禽獸衆、人民不勝禽獸蟲蛇、有聖人作構木爲巢、以避羣害、而民悅之、使王天下、號曰有巢氏、民食果蓏、蚌蛤、腥臊惡臭、而傷害腹胃、民多疾病、有聖人作鑽燧、取火、以化腥臊、而民說之、使王天下、號之曰燧人氏

字訓【號曰有巢氏】…號ノ下ニ之ノ字ヲ脱セルナラム【果蓏】…木ニ在ルヲ果トイヒ、地ニ在ルヲ蓏トイフ、即チ木ノ實草ノ實ナリ、【律始】…律ハ、蚌ハマクリニ同ジ【腥臊惡臭】…腥ハ、血アリテクサキモノ、膚ハ、乾キテクサキモノ、惡ハ、色ノ變リテクサキモノ、臭ハ、肉ノ腐リテクサキモノナリ【腹胃】…腹ハ、腸ニ作ルベシ、解老篇ニ、民以三腸胃爲根本トアリ【鑽燧取火】…鑽ハ、木ト木トテスリテハスルナリ、燧ハ、火ヲ取ル木ナリ、鑽燧取火ハ、春ハ榆柳ノ火ヲ取り、夏ハ棗杏ノ火ヲ取り、秋ハ柞樹ノ火ヲ取り、冬ハ槐檀ノ火ヲ取りテ烹煮スルか如シ【民說之】…說ハ、悅ト通ズ

上古の世には、人民少くして、禽獸衆く、人民禽獸蟲蛇に勝たざりければ、聖人作(オコ)るとありて、木を構(タミアハ)せて葉を擗へて、以て多くの物の害を避けたり、而して民之れを悦びて、天下に王たらしめ、之れを號して有巢氏と曰へり、又民は木の實、草の實、貝類及びまぐろの生臭物を生のまゝにて食ひて、腸胃を傷め害ひて、民に疾病多かりければ、聖人作ることありて、火を取る木をすりあはせて、火を取りて、以て生臭物を烹燒して、其の味を變化せり、而して民之れを悦びて、天下に王たらしめ、之れを號して燧人氏と曰へり。

中古之世、天下大水、而鯀禹決瀆、近古之世、桀紂暴亂、而湯武征伐、今有構木鑽燧於夏后氏之世者、必爲鯀禹笑矣、有決瀆於殷周之世者、必爲湯武笑矣、然則今有美堯舜湯武禹之道、於當今之世者、必爲新聖笑矣、是以聖人不期修古、不法常行、論世之事、因爲之備、

字訓【説】…禹ノ父ナリ、【漢】…大川ナシフ、釋名ニ、瀆ハ、獨ナリ、各モ獨リ其ノ水ヲ出シテ海へ入ルナリトアリ、【夏后氏】…即チ禹ノ字アルベシ、

詮義中古の世には、天下に大水あり、而して鲧と其の子の大禹との二人、川々の水を切り落して、大海へ放流せり、近古の世には、夏の桀王、殷の紂王暴亂せり、而して殷の湯王は桀を征伐し、周の武王は紂を征伐せり、今家畜食物の満足せる夏后氏即ち大禹の世に、木を構(タミアハ)せて葉を擗へて、多くの物の害を避け、火を取る木をすりあはせて火を取りて、生臭物を烹燒せむといふ者あらば、必ず鯀と大禹とに其の時世に後れたることを笑はるゝならむ、又大水のなき殷、周の世に、川々の水を切り落して、大海へ放流せむといふ者あらば、必ず湯王と武王とに其の時世に後れたることを笑はるゝならむ、然らば則ち今堯、舜、禹、湯、武の政道を當今之世に讚美する者あらば、必ず新たに出づべき後來の聖人に其の時世に後れたることを笑はるゝならむ、是を以て、聖人は上古の政事を期待せず、前々より仕來りたる尋常の行為を法則とせず、當世現時の事を論じて、其の事柄に因り隨ひて、之れが準備をするなり、

宋人有耕田者、田中有株、兔走觸株、折頸而死、因釋其耒而守株、復得兔、兔不可復得、而身爲宋國笑、今欲以先王之政治當世、養薄、故民爭、雖倍賞累罰、而不免於亂、

字訓【婦人】…一本ニハ、人ヲ女ニ作レリ、【大父】…祖父ナリ、

詮義昔し宋人に田を耕す者ありけるが、其の田の中に木の切り株ありて、或る日、一匹の兔走り來りて、其の切り株に觸れて、頸を折りて死したり、農夫思はぬ物を得たるに因りて、其の耒(スキ)を投げ棄て、切り株を見張りて、重ねて兔を得むことを喜びたれど、兎は重ねて得られずして、身は宋國の人々に其の愚なることを笑はれたり、今先王の政を以て、當世現時の人民を治めむと欲するは、皆切り株を見張る類なり、古は丈夫耕されども、草木の實多くして、禽獸の皮多くして、衣るに足れり、婦女織らざれども、禽獸の皮多くして、衣るに足れり、努力を仕事とせざして、奉養足り、人民少くして、貢財餘りあり、故に民争はず、是を以て、手厚き賞與を行はず、手重き刑罰を用ゐずして、民おのづから治れり、今人に五人の子あるは、多しとせずして、五人ぐらゐは普通の子持なり、然るに其の子又鉢々に五人の子あらば、祖父未だ死せずして、五々二十人、民争ふ、賞を倍にして罰を累ねと雖も、亂るゝことを免れず、

堯之王天下也、茅茨不翦、采椽不剗、櫨粢之食、藜藿之羹、冬日麌裘、夏日葛衣、雖監門之服養、不虧於此矣、禹之王天下也、身執耒耜、以爲民先、股無胈、胫不生毛、雖臣虧之勞、不苦於此矣、以是言之、夫古之讓天子者、是去監門之養、而離臣虧之勞也、故傳天下、

而不足多也、今之縣令、一日身死、子孫累世絜駕、故人重之、是以人之於讓也、輕辭古之天子、難去今之縣令者、薄厚之實異也。

字訓【茅茨不翦】茅葺屋根ノ端ヲ切フテナリ。【采椽不斲】采ハ、採ルナリ。山ヨリ採リタル材木ニ斧斤(チノマサカリ)ヲ施サズ、其ノマサ用キテ、椽(タルキ)ニシタルナリ。【稻粢】稻ハ、粗米ナリ。粢ハ、粟(カユ)ナリ。【藜羹】藜ハ、アカザ。羹ハ、豆ノ葉ナリ。【鹿裘】鹿ノ兒ノ毛皮ノ著物ナリ。【監門之服装】監門ハ、門番ナリ。史記ニハ、服ノ字ナシ。是ナリ。養ハ、奉養ナリ。【未吾】未ノ吾ナリ。【肢】肩ノ上ノ細キ毛ナリ。一本ニハ、肢ニ作レリ。肢ハ、白キ肉ナリ。【讓三天子】子ハ、下ニ作ルベシ。【不足多】多ハ、勝ルトイハムガ如シ。【絜駕】絜ハ、乘ノ誤ナリ。

字訓塊の天下に王たるときは、茅葺屋根を葺放しにして、其の端を切らず。山より採りたる材木に斧斤(チノマサカリ)を施さず、其のまゝ用

ふて、椽(タルキ)とし、粗米の粥(カユ)の食、粢(アカザ)や豆の葉の羹(アツモノ)を用ひて、腹をふさげ。冬の日は、鹿の児の毛皮の著物を用ひ、夏の日は、葛の著物を用ひて、寒暑をものぎたり。其の質素なることは、門番の奉養と雖も、此れより賜けざらむ。禹の天下に王たるときは、身に勤謹を執りて、以て民の先立となり。股には皮屨の細もなく、脛にはモナ生(モナシ)ざる程に奔走せり。其の困苦せることは、人臣虜奴の辛勞と雖も、此れより苦しきらざる。此れを以て之れを言へば、夫れ古の天下を譲れる者は、是れ門番の奉養を去りて、人臣虜奴の辛勞を離れたるなり。故に天下を人に傳へなければ、勝れりとするには足らぬなり。今の縣令は、僅に一日の在職を以て、其の身死すれば、子孫累世其の俸祿の餘澤にて、馬車に乗るが故に、人之れを重んず。是な以て、人の職務を譲ることに於て、古の天子を辭退することを輕んじ、今の縣令を罷め去ることを難(ハヤカ)るは、奉養の薄きと厚きとの事實異なればなり。

夫山居而谷汲者、腰臘而相遺以水澤居苦水者、買庸而決竇故

饑歲之春幼弟不饑、穰歲之秋疏客必食、非疏骨肉愛過客也、多

少之實異也。是以古之易財非仁也、財多也、今之爭奪非鄙也、財

寡也、輕辭天子非高也、勢薄也、重爭土橐非下也、權重也、故聖人

議多少論薄厚爲之政、故罰薄不爲慈、誅嚴不爲戾、稱俗而行也、

故事因於世而備適於事。

字訓【豐鎬】兩地ノ名ナリ。【徐】國ノ名ナリ。古者(イニシヘ)周の文王よ、豐と鎬との兩地の間に處て、土地の廣さは百里四方あり。仁義の道を行ひて、西戎を手擰けて、遂に天下に王たり。徐の偃王は、渢水の東に處て、土地の廣さは五百里四方あり。是れも同じく仁義の道を行ひしかば、土地を割譲して徐の國に來朝せし者三十有六國に及びしが、荆の文王、其の己れを害せむことを恐れて、兵を擧げて、徐を伐ちて、遂に之れを滅せり。故に文王は、仁義を行ひて、天下に王たり。偃王は、仁義を行ひて、其の國を喪へり。是れ仁義は、古に用ひられて、今に用ひられるなり。故に曰はく、世異なれば、事も亦異なりと。

當舜之時、有苗不服、禹將伐之。舜曰、不可。上德不厚而行武、非道也。乃修教三年、執干戚舞、有苗乃服。共工之戰、鐵鈚距者及乎敵。

鎧甲不堅者傷乎體、是干戚用於古不用於今也、故曰、事異則備變。

字訓【干戚】：干ハ、楯ナリ、戚ハ、斧ナリ、共ニ樂器ナリ、舞ノ舞樂ニ用キタル者ナリ、【共工之戰】：下文ニ是干戚用於古不<sub>レ</sub>用於今トアレバ、此ノ戰ハ、舜、禹ヨリ遙ニ後ノ時代ナルベシ、外儲說篇ノ右ノ上ニ、堯舉<sub>レ</sub>兵、而誅<sub>レ</sub>共工於幽州之都トアル共工ノ後世子孫ナラムカ、【鐵銛距】：鐵銛ハ、鐵ノ箭頭(ナシリ)ナリ、距ハ、鉢ニ作ルベシ、鉢ハ、剛鐵ナリ、即チ鐵ノ箭頭ニ剛鐵ヲ施セル者ナリ、八設篇ニハ、距ノ字ナシ、

解説舜の時に當りて、有苗服せざりしかば、禹將に之れを伐たむとしたるに、舜の曰はく、そは宜しからず、上に立つ者、德厚からずして、武を行ふは、道にあらざるなりと、乃ち教を修むること三年、干戚の樂器を執りて舞ひたるに、有苗乃ち服したり、それより遙に後の世の共工の戰には、音樂を以て敵を降服せしめられずして、鐵の箭頭(ナシリ)に剛鐵を施せる者を用ゐたるに、其の箭頭軍に及び届きて、鎧甲の堅固ならざる者、其の身體に傷つきたり、是れ干戚の樂器は、古に用ゐられて、今に用ゐられざるなり、故に曰はく、事異なれば備變すと、

上古競於道德、中世逐於智謀、當今爭於氣力、齊將攻魯、魯使子貢說之、齊人曰、子言非不辨也、吾所欲者土地也、非斯言所謂也、遂舉兵伐魯、去門十里、以爲界、故偃王仁義而徐亡、子貢辨智而魯削、以是言之、夫仁義辨智、非所以持國也、去偃王之仁、息子貢之智、循徐魯之力、使敵萬乘、則齊荊之欲、不得行於二國矣、

字訓【非<sub>ニ</sub>新言所<sub>レ</sub>謂也】：子ノ言フガ如キコトニハアラザルナリトイコトナリ、墨子ニハ、此言之謂也ニ作レリ、解説上古は道德を競ひ、中世は智謀を逐ひ、當今は氣力を爭ふ、齊の將に魯を攻めむとする時、魯孔子の弟子の子貢をして、齊人に說かしむることありたるに、齊人の曰はく、子の言は、能辨ならざるにはあらざるなり、さりながら、吾が欲する所は、魯の土地なり、子の言ふが如きことにあらざるなりと、遂に兵を擧げて、魯を伐ちて、魯の城門を去ること十里を以て、齊、魯の界とせり、故に偃王は仁義にして、徐の國亡び、子貢は辯智にして、魯の地削られたり、是れを以て之れを言へば、夫れ仁義辯智は、國を維持する所以にあらざるなり、偃王の仁を去り、子貢の辯を息め、徐、魯の二國の力に弱ひて、萬乘の大國に敗せしめらむには、齊、荊の欲望は、二國に行はることを得ざりしならむ、以

夫古今異俗、新古異備、如欲以寬緩之政治急世之民、猶無<sub>レ</sub>變策而御騁馬、此不知之患也、今儒墨皆稱先王兼愛天下、則民視如父母、何以明其然也、曰、司寇行刑、君爲之不舉樂、聞死刑之報、君爲流涕、此所舉先王也、夫以君臣爲如父子、則必治、推是言之、是無亂父子也、人之情性、莫先於父母、父母皆見愛、而未必治也、君雖厚愛、奚遽不亂、今先王之愛民、不過父母之愛子、子未必不亂也、則民奚遽治哉、且夫以法行刑、而君爲之流涕、此以效仁、非以爲治也、夫垂泣不欲刑者仁也、然而不可不刑者法也、先王勝其法、不聽其泣、則仁之不可以爲治亦明矣、

字訓【急世】：亂世ナリ、【驅馬】：驅ハ、突クナリ、驅馬ハ、荒馬ナリ、【君爲流涕】：爲ノ下ニ之ノ字ヲ脫セリ、【效仁】：效ハ、顯スナリ、【非<sub>ニ</sub>以爲<sub>レ</sub>治也】：非ノ下ニ所ノ字ヲ脱セルナラム、【先王勝<sub>レ</sub>其法】：王ノ下ニ不<sub>レ</sub>ノ字ヲ脱セリ、解説夫れ古今風俗を異し、新古準備を異にす、寛緩(ユルヤカ)の政を以て、亂世を治めむと欲するが如きは、猶ほ辯策(タヅナ、ムナ)なくして荒馬を御するがごとし、此れ時の急務を知らざるなり、今儒者墨者は、昔先王は天下を兼ね愛すれば、民の君を視ること、父母の如しと稱せり、何を以て其の然ることを明にするかといはゞ、彼の徒の曰はく、司寇の法官、刑を行へば、君之れが爲めに遠慮して、音樂を擧げ行はず死刑を確定したる報を聞けば、君之れが爲めに涕を流せりと、此れ先王の寛緩の政を擧げ示したる所なり、夫れ君臣の情合を以て父子の如くすれば、必ず治るとせり、是れを推して、之れを言へば、是れ家に亂れたる父子なき道理なり、人の情性の親密なることは、父母より先なるはなし、然れども父母子に愛を見(シメ)せども、未だ必しも治るとは限らざるなり、君厚く民を愛すと雖も、何ぞ遽に亂れざらむ、さるを今

先王の民を愛することは、父母の子を愛するに過ぎずして、子未だ必しも亂れずとは限らざれば、民何ぞ遠に治らむ、且つ夫れ法を以て刑を行ひて、君之れが爲めに涙を流し、此れを以て仁を顯すは、治むることをする所以にはあらざるなり、夫れ泣を垂れて刑を欲せざる者は仁なり、然れども刑せざるべからざる者は法なり、先王も其の法に勝たず、其の泣ける死刑を教することを聽許せざれば、仁の以て治を爲すべからざることも亦明けし。

且民者固服於勢、寡能懷於義、仲尼天下聖人也、脩行明道、以遊海內、海內說其仁、美其義、而爲服役者七十人、蓋貴仁者寡能義者難也、故以天下之大、而爲服役者七十人、而爲仁義者一人、魯哀公下主也、南面君國、境內之民莫敢不臣、民者固服於勢、勢誠易以服人、故仲尼反爲臣、而哀公顧爲君、仲尼非懷其義、服其勢也、故以義則仲尼不服於哀公、乘勢則哀公臣仲尼、今學者之說人主也、不乘必勝之勢、而務行仁義、則可以王是求人主之必及仲尼、而以世之凡民皆如列徒、此必不得之數也。

〔説其仁〕：「説ハ、貴ムルナリ、」  
且つ民は固より勢に服す、能く義に懷くこと寡し、仲尼は天下の聖人なり、行を脩め道を明にして、以て海内に遊びしに、海内の人々、其の仁な悦び、其の義な美としたれど、其の門人となりて、服從して使役せられたる者は、僅に七十人のみなり、蓋し仁を貴ぶ者は寡く、義を能くする者は得難ければなり、故に天下の大を以てして、服從して使役せられたる者は、僅に七十人のみにして、仁義を行ひたる者は、僅に仲尼一人のみなり、晉の哀公は、下劣の主なれども、南面して君位に立ちて、其の國に君となりて、一境内の民、敢て臣たらざるはなし、民は固より勢に服す、勢は誠に以て人を服せしめ易し、故に仲尼は反りて臣となりて、哀公は顧バカヘリて君となれり、仲尼は哀公の義に懷きたるにはあらず、哀公の勢に服したるなり、故に義を以てすれば、仲尼は哀公に服せず、勢に乘れば、哀公は仲尼を臣とせり、今之學者の人主に説くには、慈惠の勢へ即ち賞罰の柄に乘せずして、務めて仁義を行は、以て王たるべしといふ、是れ人主の必ず仲尼に及ばむことを求めて、

〔説之〕：「説ハ、貴ムルナリ、」  
今不才の子ありて、惡事を行ふことありて、父母之れを怒れども、それが爲めに改めず、衆人之れを責むれども、それが爲めに動かず、師長之れを教ふれども、それが爲めに變ぜず、夫れ父母の慈愛、鄉人の善行、師長の智慧を以てして、三美を之れに加ふれども、終に動かず、其の一筋の脛の毛ほどなどに改めざるを、州部の役人、官兵を操り、公法を以て推し究めて、其の奸人を求索して、然して後に恐懼し、其の節操を變じ、其の惡行を易ふ、故に父母の慈愛は、以て子を教ふるに足らず、必ず州部の嚴刑を待つは、民は固より愛を受くれば驕り高ぶり、威に壓さるれば其の命令を聽けばなり、

仲尼而以世之凡民皆如列徒此必不得之數也。

〔説之〕：「説ハ、貴ムルナリ、」  
今有不才之子、父母怒之、弗爲改、鄉人譴之、弗爲動、師長教之、弗爲變、夫以父母之愛、鄉人之行、師長之智、三美加焉、而終不動、其脛毛不改、州部之吏、操官兵、推公法、而求索奸人、然後恐懼、變其節、易其行矣、故父母之愛、不足以教子、必待州部之嚴刑者、民固驕於愛、聽於威矣、

則，賢不肖俱盡其力矣。

字訓「十仞」……八尺ヲ仞トイフ。【樓季】……魏ノ文侯ノ弟ニテ、足ノ早キ人ナリ、前ニ見エヌアリ。【增也】……增ハ、勾配ノ急ナルナリ。【般詳】……チンバノ牝羊ナリ。【夷也】……夷ハ、勾配ノ緩ヤカナルナリ。【明王】……王ハ、主ニ作ルベシ。【尋常】……八尺ヲ尋トイヒ。尋ニ倍スルヲ常トイフ。【庸人】……常人ナリ。【鍊金】……鍊バ、美ナリ。鍊金ハ、質ノ好キ金ナリ。【百鎰】……二十兩ヲ鎰トイフ。【盜跖不懼】……盜ハ、拾ナリ。【手不累羣百鎰】……手ノ字ハ皆ナリ。故に高さ十仞の城は、昔の足の速者なる樓季すら、踰ること能はざるは、其の勾配急なればなり。之れに反して、十仞に百倍したる千仞の山は、駿(チンバ)の牝羊すら、游牧し易きは、其の勾配緩やかなればなり。故に明主は其の法を急峻にして、其の刑を嚴重にするなり。布帛の長さの八尺乃至十六尺なるは、輕微なる物なれど、地に遠ちてあれば、常人之れを棄て置かず。之れに反して、質の好キ金百鎰は、貴重なる物なれど、地に遠ちてあれば、盜跖之れを拾はず。必しも害せられざれば、八尺乃至十六尺の布帛を棄て置かず。必ず害せられれば、百鎰の金を拾はざるなり。故に明主は其の誅を必とするなり。是を以て、賞は手厚くして信にして、民をして之れを利させしむるに如くはなく、罰は手重くして必にして、民をして之れを畏れしむるに如くはなし。故に明主は、賞を施すこと、其の功に中りて、上下に遷らず、誅を行ひて教すことなし。稱譽は其の賞を輔け、誹謗は其の罰に附き墮へば、賢不肖俱に其の力を盡す。

今則不然。以其有功也爵之。而卑其士官也。以其耕作也賞之。而少其家業也。以其不收也外之。而高其輕世也。以其犯禁也罪之。而多其有勇也。毀譽賞罰之所加者相與悖繆也。故法禁壞而民愈亂。今弟兄被侵。必攻者廉也。知友被辱。隨仇者貞也。廉貞之行成。而君上之法犯矣。人主尊貞廉之行。而忘犯禁之罪。故民程於勇。而吏不能勝也。不事力。而衣食則謂之能。不戰攻。而尊則謂之貴。賢能之行成。而兵弱而地荒矣。人主說賢能之行。而忘兵弱地。

荒之禍。則私行立而公利滅矣。

字訓「士官」……仕宦トイフ。【少其家業】……少ハ、劣ルトイハムガ如シ。家ハ、稼ニ作ルベシ。【多其有勇】……多ハ、勝ルトイハムガ如シ。【弟兄】……一本ニハ、兄弟ニ作レリ。【程於勇】……程ハ、逞ニ作ルベシ。【說賢能之行】……說ハ、悅ト通ズ。故云。今は則ち然らず。其の功あるを以て、之れに爵を授けながら。其の仕宦する。ことを卑み。其の耕作する。を以て、之れを疎外しながら。其の世を輕んずるを高しとし。俠勇の徒は、其の聲を招すを以て、之れを罪しながら。其の勇あるを勝れりとせり。此の如く毀譽賞罰の加ふる所の者。相與に悖り極ヘアマレリ。故に法禁壞れて、民とすれば、之れを貞信なりと謂ひ。知人朋友人に尋めらるれば、隨ひて其の人を仇尋びて、禁を犯す罪を忘る。が故に、民勇を逞(ヨロヨ)くして、吏勝つこと能はざるなり。力作する。ことを仕事とせざれば、之れを能ありと謂ひ。攻戰せざして尊ければ、之れを賢なりと謂ひ。耕さず戰はざるが故に、賢能の行成りて、兵弱くして地荒る。さるを人主は賢能の行を悦びて、兵弱く地荒る。福を忘るれば、私行成り立ちて、公利消滅す。

儒以文亂法。俠以武犯禁。而人主兼禮之。此所以亂也。夫離法者罪。而諸先生以文學取。犯禁者誅。而羣俠以私劍養。故法之所非雖有十黃帝。不能治也。故行仁義者非所譽。譽之則害功。工文學者。非所用。用之則亂法。楚之有直躬。其父竊羊。而謁之吏。令尹曰。殺之。以爲直於君。而曲。

字訓 儒者は文を以て法を亂り。俠者は武を以て禁を犯す。而るに人主兼れて之れを禮す。此れ世の亂る一所以なり。夫離法を離る者は罪せらるども。儒家の諸先生は、文學を以て取り用ひられ。禁を犯す者は誅せらるれども。多くの俠者は、私劍を以て人を刺すを以て養はる。故に法の非とする所は、君の取る所なり。吏の誅する所は、上の養ふ所なり。法の趣旨、上下四方輕重相反して、一定する所なし。此の如くなれば、十人の黄帝ありと雖も、治むること能はざらむ。故に仁義を行ふ者は、譽むべき所にあらず。之れを譽むれば、功を害す。文學に工なる者は、用ゐるべき所にあらず。之れを用ひれば、法を亂る。

於父報而罪之以是觀之夫君之直臣父之暴子也魯人從君戰三戰三北仲尼問其故對曰吾有老父身死莫之養也仲尼以爲孝舉而上之以是觀之夫父之孝子君之背臣也故令尹誅而楚姦不上聞仲尼賞而魯民易降北上下之利若是其異也而人主兼舉匹夫之行而求致社稷之福必不幾矣

字訓【楚之有直躬】之ハ人ニ作ルベシ直躬ハ正直ナル名ハ躬トイヘル者ナリ論語ニ見エタリ【謁之吏】謁ハ告ケルナリ【報而罪之】囚人ノ罪ヲ論ズルヲ報トイフ【上之】之レニ上位ヲ加フルナリ【不義】幾ハ期ナリ【詒楚】楚の人に正直なる名は躬といへる者あり其の父人の羊を窺みたるを躬之れを官吏に告げたるに令尹の曰はく躬を殺せと其の心に思へらく躬は君の法を奉じて君に對しては正直なる者なれど父の訴人になりたれば父に對しては邪曲なる者なりと斯く四人の罪を論じて之れを罪したり是れを以て之れを觀れば夫の君に取りての正直なる臣は父に取りての暴戾なる子なり晉人に君に従ひて戰ひて三たび敗北したる者あり仲尼其の故を問へば對へて曰はく吾れ老父あり身死せば之れを養ふことなけむと仲尼以て孝なりとして之れを取り擧げて之れに上位を加へたり是れを以て之れを觀れば夫の父に取りての孝行なる子は君に取りての違背せる臣なり故に令尹は躬を誅して楚の姦邪上間に達して賞せられず仲尼は晉人を賞して晉の民降參敗北し易し上下の利益是の若く其れ異なり而るを人主は兼ねて匹夫の行を取り擧げて社稷の福を致さむことを求む其の願望は必ず期待せられざらむ

古者蒼頡之作書也自環者謂之私背私謂之公公私之相背也乃蒼頡固以知之矣今以爲同利者不察之患也然則爲匹夫計者莫如脩行義而習文學行義脩則見信見信則受事文學習則顯榮有政如此則國必亂主必危矣

字訓【康愛】廉ハ兼ニ作ルベシ【厲兵】厲ハ彌ニ同サ利兵ナリ【薦紳】薦ハ錫ト通ズ錫ニ其業也簡ハ簡ハ、素ツルナリ、簡ニ其業也簡ハ簡ハ、素ツルナリ、簡ニ其業也

故不相容之事不可兩立也斬敵者受賞而高慈惠之行拔城者受爵祿而信廉愛之說堅甲厲兵以備難而美薦紳之飾富國以農距敵恃卒而貴文學之士廢敬上畏法之民而養遊俠私劍之屬舉行如此治彊不可得也國平養儒俠難至用介士所利非所用所用非所利是故服事者簡其業而遊學者日衆是世之所以亂也

字訓【康愛】廉ハ兼ニ作ルベシ【厲兵】厲ハ彌ニ同サ利兵ナリ【薦紳】薦ハ錫ト通ズ錫ニ其業也簡ハ簡ハ、素ツルナリ、簡ニ其業也簡ハ簡ハ、素ツルナリ、簡ニ其業也簡ハ簡ハ、素ツルナリ、簡ニ其業也

故不相容之事不可兩立也斬敵者受賞而高慈惠之行拔城者受爵祿而信廉愛之說堅甲厲兵以備難而美薦紳之飾富國以農距敵恃卒而貴文學之士廢敬上畏法之民而養遊俠私劍之屬舉行如此治彊不可得也國平養儒俠難至用介士所利非所用所用非所利是故服事者簡其業而遊學者日衆是世之所以亂也

且世之所謂賢者貞信之行也所謂智者微妙之言也微妙之言

上智之所難知也、今爲衆人法而以上智之所難知、則民無從識之矣、故糟糠不飽者、不務梁肉、短褐不完者、不待文繡、夫治世之事、急者不得、則緩者非所務也、今所治之政、民間之事、夫婦所明知者、不用、而慕上智之論、則其於治反矣、故微妙之言、非民務也。

字訓【精微】：酒ノ粕、米ノ糠ナリ、【短褐】：短褐ハ、板ニ作ルマシ、粗衣ナリ、褐ハ、毛衣ナリ、喻老篇ニ、衣ニ短褐トアリ、且つ世に謂へる所の賢とは、高尚なる貞信の行なり、謂へる所の智とは、微妙の言とて、深く隱僻を求めて、人の言はざる所を言ふことなり、微妙の言は、上智の知り難き所なり、今衆人の法を捨へて、上智の知り難き所を以てすれば、民從ひて之れを識ることなし、故に酒の粕、米の糠の如き粗食にだにも飽き足らざる者は、桀肉（サマキコメト、トリケモノト、ニクト）を食ふことを務めず、粗末なる毛衣だにも破れて完かちざる者は、文繡（アヤニシキ）の美服を待たず、粗食粗服の満足せむことを要す、大れ治世の事は、怠なる者を得ざれば、緩なる者は務むる所にあらざなり、今治むる所の政は、民間の事なるに、愚夫愚婦の明に知れる所の者を用ひずして、上智の論を慕へば、其の世を治むる道に反対せり、故に微妙の言は、民の急務にあらずして、全く不急無用なる者なり、

若夫賢良貞信之行者、必將貴不欺之士、貴不欺之士者、亦無、不欺之術也、布衣相與交、無富貴以相利、無威勢以相懼也、故求不欺之士、今人主處制人之勢、有一國之厚重賞嚴誅、得操其柄、以脩明術之所燭、雖有田常子罕之臣、不敢欺也、奚待於不欺之士、今貞信之士、不盈於十、而境內之官、以百數、必任貞信之士、則人不足、官人不足、官則治者寡、而亂者衆矣、故明主之道、一法而不

求智、固術而不慕信、故法不敗、而羣官無姦詐矣、

字訓【脩明術之所燭】：燭ハ、照スナリ、【固術】：固ハ、因ニ作ルマシ、或ハ用ノ字ハ衍ナリ、【羣官】：一本ニハ、官ヲ臣ニ作レリ、  
關學若し夫れ賢良貞信の行を重んずれば、必ず將に人を欺かざる士を貴ばむとす、人を欺かざる士を貢ぶ者も、亦已れ自ら人に欺かれざる術なり、布衣無官の士の相與に交るには、富貴の以て相利する所なく、威勢の以て相懼る所なく、故に互に人を欺かざる士を求むるなり、今人主、人を制する勢に處て、一國の富厚を有ち、重賞嚴誅、其の柄を操ることを得て、以て明術の照す所を脩めば、田常、子罕の如き弑逆の臣ありと雖も、敢て欺かれざらむ、何ぞ人を欺かざる士を待たむ、今貞信の士は、十人に盈たずして、一境内の官吏は、百人以て數ふ、必ず貞信の士に任せむとせば、其の人寡くして、官に任ずるに足らざむ、其の人寡くして、官に任ずるに足らずば、治ること寡くして、亂ること多からむ、故に明主の道は、法を專一にして、智を求めず、術に因りて、信を慕はず、故に法敗れずして、羣官姦詐なし、

今人主之於言也、說其辯、而不求其當焉、其用於行也、美其聲、而不責其功焉、是以天下之衆、其談言者務爲辨、而不周於用、故舉先王言仁義者盈庭、而政不免於亂、行身者競於爲高、而不合於功、故智士退處巖穴、歸祿不受、而兵不免於弱、兵不免於弱、政不免於亂、此其故何也、民之所譽、上之所禮、亂國之術也、

字訓【說其辯】：說ハ、悅ト通ズ、【其用於行也】：用ノ字ハ衍ナリ、【其談言者】：談言ハ、言談ノ顧倒ナリ、下文ノ言談讀スペシ、  
關學今人主の言に於けるは、其の辯口を悦びて、其の當を求めず、其の行に於けるは、其の名聲を美として、其の功を責めず、是を以て、天下の衆、其の言談する者、務めて辯口を爲して、實用に周到ならず、故に先王の事跡を擧げ稱し、仁義を言ふ者、朝廷に盈らて、政亂る所を免れず、身に行ふ者、高きを爲すに競ひて、功に合せず、故に智士退きて、山林巖穴に處り、聘を辭し、祿を歸して、受けずして、兵弱きことを免れず、兵弱きことを免れず、政亂る所を免れず、此れ其の故は何ぞといふに、民の譽むる所、上の禮する所、亂國の術なればなり、

今境內之民皆言治、藏商管之法者家有之、而國愈貧、言耕者衆執末者寡也、境內皆言兵、藏孫吳之書者家有之、而兵愈弱、言戰者衆、

者多披甲者少也故明主用其力不聽其言賞其功必禁無用故民盡死力以從其上

字訓「商管之法」……商管ハ、管商ニ作ルセシ、管ハ、管仲、商ハ、商鞅ナリ。其ノ法令ノ書ハ、管子八十六篇、商子二十六篇ナリ。【孫吳之書】……孫ハ、孫武、吳ハ、吳起ナリ。其ノ書ハ、孫子十三篇、吳子六篇ナリ。【披甲】……一本ニハ、披チ被ニ作レリ。【戰國策】今一境内の民、皆治道を言ひて、管仲、商鞅の法令の書を藏むる者、家毎に之れあれども、國愈々貧しきは、口に耕作を言ふ者衆くして、手に宋(スキ)な執る者寡けり。一境の内、皆兵法を言ひて、孫武、吳起の書を藏むる者、家毎に之れあれども、兵愈々弱きは、口に戦争を言ふ者多くして、身に甲冑を披(キ)る者少けり。故に明主は、其の力を用ひて、其の言を聽かず、其の功を賞して、必ず無用を禁す。故に民死力を盡して、以て其の上に從ふ。

夫耕之用力也勞而民爲之者曰可得以富也戰之事也危而民爲之者曰可得以貴也今脩文學習言談則無耕之勞而有富之實無戰之危而有貴之尊則人孰不爲也是以百人事智而一人用効事智者衆則法敗用力者寡則國貧此世之所以亂也故明主之國無書簡之文以法爲教無先王之語以吏爲師無私劍之捍以斬首爲勇是境內之民其言談者必軌於法動作者歸之於功爲勇者盡之於軍是故無事則國富有事則兵彊此之謂王資既畜王資而承敵國之釁超五帝侔三王者必此法也

字訓「戰之事也危」……藝文類聚ニハ、事ノ上ニ爲ノ字アリ。【書簡之文】……詩經、書經ナドナイフ、簡ハ、竹簡ナリ。【無私劍之捍】……捍ハ、棹ト通ズ、勇ナリ。【以法爲教】……首ノ上ニ敢ノ字ヲ脱セルナラム。【是境內之民】……是ノ下ニ以ノ字ヲ脱セルナラム。【軌於法】……軌ノ

下ニ之ノ字アルベシ。【五帝】……史記ニハ、黃帝、顓頊、帝嚳、唐堯、虞舜ヲ五帝トセリ。【侔三王】……侔ハ、齊シキナリ。三王ハ、夏ノ禹王、殷ノ湯王、周ノ文王、武王ナリ。【耕】夫耕作の力を用ゐることは苦勞なれども、民其の苦勞を厭はずして、之れを爲すは、作得を以て富むことを得べしと曰ひてすることなり。戰闘の事は危險なれども、民其の危險を辭せずして之れを爲すは、戰功を以て貴くなることを得べしと曰ひてすることなり。然るに今文學を脩め、言談を習へば、耕作の苦勞なくして、當厚の實益あり、戰闘の危險なくして、高貴の尊榮あれば、人孰れか之れを爲せらむ。是を以て、苦を去り樂に就くが故に、百人智慧を仕事として、一人努力を用ゐる割合になるなり。智慧を仕事とする者衆ければ、法敗れ、努力を用ゐる者寡ければ、國貧し、此れ世の亂る所以なり。故に明主の國には、詩經書經の如き書簡の文なく、現行の法令を以て教訓とす。禹、湯、文、武の如き先王の語なく、現在の官吏を以て師範とす。私劍刺客の勇悍なく、敵の首を斬るを以て眞勇とす。是な以て、一境内の民、其の言談する者は、必ず法に軌範を取り、動作する者は、其の結局を功に歸し、勇爲す者は、之れを軍事に盡すなり。是の故に、事なれば國富み、事あれば兵強し、此れを王業の資本といふ。既に王業の資本を畜へて、敵國の釁隙(スキ)を待ち承けて活動す。古の五帝に超え、三王に齊しき者は、必ず此の法なり。

今則不然士民縱恣於內言談者爲勢於外外內稱惡以待彊敵不亦殆乎故羣臣之言外事者非有分於從衡之黨則有仇讐之患而借力於國也從者合衆弱以攻一彊也而衡者事一彊以攻衆弱也皆非所以持國也今人臣之言衡者皆曰不事大則遇敵受禍矣事大未必有實則舉圖而委地效璽而請兵矣獻圖則地削效璽則名卑地削則國削名卑則政亂矣事大爲衡未見其利也而亡地亂政矣人臣之言從者皆曰不救小而伐大則失天下則國危國危而主卑救小未必有實則起兵而敵大矣救失天下則國危

小未必能存而交大未必不有疏有疏則爲彊國制矣出兵則軍敗退守則城拔救小爲從未見其利而亡地敗軍矣是故事彊則以外權市官於內救小則以內重求利於外國利未立封土厚祿至矣主上雖卑人臣尊矣國地雖削私家富矣事成則以權長重事敗則以富退處人主之聽說於其臣事不成則爵祿已尊矣事敗而弗誅則游說之士孰不爲用矰繳之說而懲倖其後

【釋】構怨ニ作ルシ構怨ハ怨ヲ結アナリ、【從衡】合從連衡ナリ、合從トハ、縱ナ合ハスルナリ、連衡トハ、橫ニ連スルナリ、縱ナ合ハストハ、地圖ノ上ニテ、南北ナ縦トスルカ故ニ、韓、魏、趙、楚、燕、齊ノ六國ヲ縱貫シ、之レテ一國トシテ、四ノ方ニ在ル秦ニ敵對スルナシ、横ニ連メトハ、地圖ノ上ニテ、東西ナ横トスルカ故ニ、四ノ方ナル秦ノ一國ニ、他ノ六國ナ引キ付ケテ服從セシムルナシ、合從ハ、蘇秦ノ六國ノ爲メニセシ計策ナリ、連衡ハ、張良ノ秦ノ爲メニセシ計策ナリ、【歐圓】圓ハ、版圖ナリ、版ハ、戶籍、國ハ、地圖ナリ、【印鑑】國君ノ印鑑ヲ差シ出スナリ、【國削】前ハ、危ノ誤ナラム、【次大】大ハ、多ノ誤ナラム、【市官於內】市ハ、買アトイハムガ如シ、【事不成則爵祿已尊矣】則ハ、而ノ字ト倣シテ看ヨ、【矰繳】弋射(イケルミ)ナリ、矢ニ絲ヲ附ケテ鳥ヲ射取ルコトナリ、空言ナシ以テ利ヲ射ルニ譬ヘタルナリ、【徵伐】僕律ナリ、

國を教は、未だ必しも能く其の國を存すとは限らずして、多くの國(六國を指す)と交らば、未だ必しも疏隔することあらずとは限らずとも、同盟互に疏隔することあらば、強國(秦を指す)に制せられむ、其の身に仇讐の患ありて、力を人の國に寄るなり、合從とは、韓、魏、趙、楚、燕、齊の六國の衆くの弱き者を秦の一國の強き者に事へしめて、以て秦の一國の強き者を攻めむことありて、是以にあらざるなり、今人臣の連衡の策を言ふ者は、皆大國(秦を指す)に事へば、敵に遇ひ禍を受けむと曰へり、然れども早に大國に事ふといふのみにては、未だ必しも其の實ありとは限らざれば、國の戸籍と地圖とを擧げて、残らず獻じて、其の土地を委棄し、國君の印鑑を差し出して、守備の兵を請ふことならむ、國の戸籍と地圖とな戯せば、土地割り取られ、國君の印鑑を差し出さば、名義卑しくならむ、土地割り取られ、國危く、名義卑しくならば、政亂れむ、大國に事へて連衡を爲すとも、未だ其の利益を見ずして、地を亡び政を亂さむ、又人臣の合從の策を言ふ者は、皆小國(六國を指す)を教ひて、大國を伐たば、天下を失は、國危ひらむ、國危ひらむと曰へり、然れども早に小國を教ふといふのみにては、未だ必しも其の實ありとは限らざれば、兵を起して大國に敵することならむ、小人主合從連衡の説な臣に聽けば、事未だ成らずして、爵祿已に尊く、事敗れても誅せられざれば、遊說の士、孰れか矰繳(イケルミ)にて鳥を射取るやうなる説を用ひて、利を射ることを其の事後に僕律することを爲さらむ、

故破國亡主以聽言談者之浮說此其故何也是人君不明於公私之利不察當否之言而誅罰不必其後也皆曰外事大可以王小可以安夫王者能攻人者也而安則不可攻也治則能攻人者也治則不可攻也治彊不可責於外內政之脩也今不行法術於內而事智於外則不至於治彊矣鄙諺曰長袖善舞多錢善賈此言多資之易爲工也故治彊易爲謀弱亂難爲計故用於秦者十變而謀希失用於燕者一變而計希得非用於秦者必智用於燕者必愚也蓋治亂之資異也

【人君不明於公私之利】一本ニハ、於ナ平ニ作レリ、共ニ皆ナリ、【外事】事外ニ作ルマシ、合從連衡ノ類ナシ、【彊則能攻人者也】則ハ、者ニ作ルマシ、【治則不可攻】治ノ上ニ而ノ字アルベシ、上文證スマシ、【易爲工】工ハ、巧ナリ、【一變而計希得】故に破る、國亡ぶる主は、以て言談する者の浮説を聞く、此れ其の故は何ぞといふに、是れ人君、公私の利益に明ならず、當否の言を秦せずして、其の説國の害になりても、諫諭其の事後に必せさればなり、故に此の輩は皆曰はく、外國に對することを仕事とせよ、大ならば以て

天下に王たるべく、小ならば以て其の國安かるべしと、夫れ王者は能く人を攻むる者なり、而れども其の國安ければ攻むべからざるなり、強者は能く人を攻むる者なり、而れども其の國治れば攻むべからざるなり、治ると強きとは、外に責め求むべからず、内政の修るなり、今法術を内に行はずして、智慧を働かすることとな外に向ひて仕事とせば、治りて強くなるに至らざらむ、野鄙なる説に曰はく、長袖善く舞ひ、多錢善く買(カ)ふと、此れ資財の多き者の巧妙なる手段を爲し易きことを言へるなり、故に治りたる國強き國は、謀計を爲し易く、弱き國亂れたる國は謀計を爲し難し、故に治りて強き秦に用ゐらるゝ者は、十たび謀計を變更しても、其の謀計失ふこと稀なり、亂れて弱き燕に用ゐらるゝ者は、十たび謀計を變更しても、其の謀計を得ること稀なり、秦に用ゐらるゝ者は必ず智にして、燕に用ゐらるゝ者は必ず愚なるにはあらざるなり、蓋し治亂の資本異なればなり、

故周去秦爲從期年而舉衛離魏爲衛半歲而亡是周滅於從衛亡於衛也使周衛緩其從衛之計而嚴其境內之治明其法禁必其賞罰盡其地力以多其積致其民死以堅其城守天下得其地則其利少攻其國則其傷大萬乘之國莫敢自頓於堅城之下而使彊敵裁其弊也此必不亡之術也舍必不亡之術而道必滅之事治國者之過也智困於內而政亂於外則亡不可振也

字訓【周去秦爲從期年而舉】……期年ハ、滿一箇年ナリ、周ノ報王ノ五十九年ニ、西周秦ニ倍キ、諸侯ト合從スルコトヲ約束セシニ、秦ノ昭王怒リテ西周ヲ攻メシカバ、西周ノ君領首シテ罪ヲ受ケテ、盡ク其ノ邑ヲ獻ジタリ、【衛離魏爲衛半歲而亡】……此ノ事未だ聞カズ、【頓於堅城之下】……頓ノ下ニ兵ノ字ヲ脱セルナラム、頓ハ、銃ト同シ、銃弩スルナリ、【裁其弊】……裁ハ、計ルナリ、乘ズル意ナリ、【道ニ必滅之事】……道ハ、由ルナリ、【智困於內而政亂於外】……智困ニ於外、而政亂ニ於内ノ誤ナラム、【不可振】……振ハ、救フナリ、

字訓故に周は秦を離れ去りて、合從を爲して、満一箇年にして、其の國を秦に擧げ取られ、衛は魏を離れ去りて、連衡を爲して、半歲にして亡びたり、是れ周は合從に亡び、衛は連衡に亡びたるなり、若し周と衛となして、其の合從連衡の計策を緩くして、其の一境内の政治を廢にして、其の法禁を明にし、其の賞罰を必ず行ひ、其の土地の力を用ひ盡して、以て其の米穀の蓄積を多くし、其の民の死力を致して、以て其の城守を堅くせしめば、天下其の地を得れば、其の兵力を傷くると割合に大なれば、萬乘の大國、敢て自ら兵を其の堅城の下に銃弩せしめて、強敵をして其の疲弊せるに乘せしむることなからむ、此れ周と衛との必ず亡びざる術を捨て、必ず亡ぶる合從連衡の事に由りたるは、國を治むる者の過失なり、智外に苦みて、政内に亂るれば、其の滅亡は、救ふべくして、私人求し、以上第三段、世俗の賢者智者と稱する者及び合從連衡の徒を排撃す、

民之故計皆就安利皆避危窮今爲之攻戰進則死於敵退則死於誅則危矣棄私家之事而必汙馬之勞家困而上弗論則窮矣窮危之所在也民安得勿避故事私門而完解舍解舍完則遠戰遠戰則安行貨賂而襲當塗者則求得求得則私安私安則利之所在安得勿就是以公民少而私人衆矣

字訓【常計】……常計トイハムガ如シ、【爲之攻戰】……之ハ、國ヲ指ス、【事私門而完解舍】……私家ノ利益ヲ謀ルコトヲ仕事トシテ、兵役ヲ完全ニ免レムトスルナリ、【襲當塗】……襲ハ、因ルナリ、依頼スルナリ、當塗ハ、當路ナリ、【求得則私安】……私ハ、利ニ作ルベシ、安ハ、下句ニ屬スベシ、【私安則利之所】……私安則ノ三字ハ衍ナリ、

字訓民の常計は、皆安穩と利益とに就き、皆危險と貧窮とを避く、今國の爲めに攻め戦ひて、進みては敵に死し、退きては敗軍の罪にて誅に死するは、危險なることなり、私家の事を投げ棄て、馬に汗を、一せて戦場に馳せ廻る辛勞を必とし、それが爲めに一家困難されども、上其の功を論ぜざれば、貧窮す、貧窮危険の在る所は、民何として避くることなきことを得む、故に私家の利益を謀ることとな仕事として、兵役を完全に免れむとす、兵役を完全に免れれば、戦争に遠ざかる、戦争に遠ざかれば、安穩なり、貨賂(マヒナヒ)を行ひて、當路の者に依頼すれば、願ひ求むること得らる、願ひ求むること得らるれば、利益あり、安穩利益の在る所には、何と就くことなきことを得む、是を以て、公民少くして、私人求し、以上第三段、世俗の賢者智者と稱する者及び合從連衡の徒を排撃す、

夫明主治國之政使其商工游食之民少而名卑以寡趣本務而外末作今世近習之請行則官爵可買官爵可買則商工不卑矣姦貨財賈得用於市則商人不少矣聚斂倍農而不貴耕戰之士則耿介之士寡而高價之民多矣

**字訓**【以棄】……棄ノ字ハ衍ナリ、【商工不卑也矣】……也ノ字ハ衍ナリ、【聚斂倍農】……租稅ヲ取り立ツルコト、農民ニ商工ノ倍額ヲ賦課スルナリ、【耿介】……堅確ニシテ守ルコトアルナリ、【高價之民】……高價ハ、商賈ニ作ルベシ、廣絶交論ノ耿介之士、疾ニ其若アスノ文チ引キテ、商賈之民ニ作レリ、**詮義**夫れ明主の國を治むる政は、其の商工游食の民を少からしめ、名義を卑しやらしめて、以て耕織の本務に起きて、商工の末作を外にせしむ、今の世は、君の左右に近習する者の請謁行はるれば、其の手蔓にて、金錢を以て官爵を買はるべし、金錢を以て官爵を買はるべければ、商人の財ある者は、之れを買ふが故に、商工の名義卑しからず、姦曲なる貨財、貨財ある商賈、市に用ゐられ、幅を利かすることを得れば、商人少からず、租稅を取り立つること、農民に商工の倍額を賦課して、耕作戰鬪する士を貴ばざれば、堅確にして守ることある士寡くして、商賈の民多し、

是故亂國之俗、其學者則稱先王之道、以藉仁義、盛容服而飾辯說、以疑當世之法、而二人主之心、其言古者爲設詐稱、借於外力、以成其私、而遺社稷之利、其帶劍者、聚徒屬、立節操、以顯其名、而犯五官之禁、其近御者、積於私門、盡貨賂而用重人之謁、退汗馬之勞、其商工之民、修治苦窳之器、聚沸靡之財、蓄積待時、而倅農夫之利、此五者邦之蠹也、人主不除此五蠹之民、不養耿介之士、則海內雖有破亡之國、削滅之朝、亦勿怪矣、

**字訓**【薄仁義】……薄ハ、因ルナリ、假託スルナリ、【爲設詐稱】……爲ハ、爲ニ作ルベシ、【五官】……司徒、司馬、司空、司士、司寇ナリ、【苦窳之器】……粗惡ニシテ無用ナル器具ナリ、【沸靡之財】……沸靡ハ、貨財ヲ浪費スルコト、鍋釜ニテ煎沸靡爛スルガ如キナリ、靡ハ、靡ト通ズ、沸靡之財ハ、奢侈ナル貨物チイフ、【倅農夫之利】……倅ハ、倅ニ作ルベシ、**詮義**是の故に、亂れたる國の風俗は、其の學者は、先王の道を稱して、以て仁義に假託し、容儀服装を盛んにして、辯說を飾り、以て當今現時の法を疑はしめて、人主の心を二半にせしむ、其の古を言ふ者は、爲設詐稱し、外國の力を借りて、以て其の私利益を達成して、社稷の利益を遺忘す、其の劍を帶ぶる者は、徒屬を聚め、節操を立て、以て其の名を顯して、司徒、司馬、司空、司士、司寇の五官の禁を犯す、其の近習侍御の者は、貨財を私門に積み、貨賂を貪り盡して、重人の請謁を探用し、馬に汗をかいて戰場を馳け廻る辛勞ある兵士を退く、其の商工の民は、粗惡にして無用なる器具を修理し、奢侈なる貨物を寄せ聚め、之れを積み蓄へて、時節を待ちて賣り出して、農夫の利益に倍する程の富を爲す、此の學者、古を言ふ者は、劍を帶ぶる者、近習侍御の者、及び商工の五つの者は、邦の蠹、即ち本の心を食ふ蟲の如く國家の事を内部より破壊する害物なり、人主此の五蠹の民を除かず、堅確にして守る、とある士を養はずば、海内に破れ亡ぶる國、削られ滅ぶる朝廷ありと雖も、亦怪むことなけれ、以上第四段、此に至りて五蠹の名目を脱き出でて、上意を總收す、

## 顯學

此の鷲は、儒墨の徒、上古を稱し、仁義を唱ふれども、世に益すること少きことを論じたる者なり、

世之顯學、儒墨也、儒之所至、孔丘也、墨之所至、墨翟也、自孔子之死也、有子張之儒、有子思之儒、有顏氏之儒、有孟氏之儒、有漆雕氏之儒、有仲梁氏之儒、有孫氏之儒、有樂正氏之儒、自墨子之死也、有相里氏之墨、有相夫氏之墨、有鄧陵氏之墨、故孔墨之後、儒分爲八、墨離爲三、取舍相反、不同、而皆自謂、真孔墨、孔墨不可復生、將誰使定後世之學乎、孔子墨子俱道堯舜、而取舍不同、皆自謂真堯舜、堯舜不復生、將誰使定儒墨之誠乎、殷周七百餘歲、虞夏二千餘歲、而不能定儒墨之真、今乃欲審堯舜之道、於三千歲之前、意者其不可必乎、無參驗而必之者愚也、弗能必而據之者誣也、故明據先王必定堯舜者、非愚則誣也、愚誣之學、雜反之行、

明主弗受也

墨者之葬也、冬日冬服、夏日夏服、桐棺三寸、服喪三月、世主以爲儉而禮之、儒者破家而葬、債子而償、服喪三年、大毀扶杖、世主以爲孝而禮之、夫是墨子之儉、將非孔子之侈也、是孔子之孝、將非墨子之戾也、今孝戾侈儉、俱在儒墨、而上兼禮之、

漆雕之議、不色撓、不目逃、行曲則違於臧獲、行直則怒於諸侯、世主以爲廉而禮之、宋榮子之議、設不鬪爭、取不苟、隨仇不羞、固見侮、不辱、世主以爲寬而禮之、夫是漆雕之廉、將非宋榮之恕也、是宋榮之寬、將非漆雕之暴也、今寬廉恕暴俱在二子、人主兼而禮之、

字訓【漆雕之謫】……謫ハ、持論ナリ。【不目逃】……人ニ目ヲ刺サレムトシテモ、精(ヒトミ)ヲ轉シテ逃レ避ケヌナリ。【遠於臧獲】……達ハ、避クルナリ。男子ノ下女ヲ妻トセルヲ臧トイヒ、女子ノ下男ヲ夫トセルヲ獲トイフ。奴婢ヲ罵ル方言ナリ。【宋榮子】……宋人宋餅ナリ。【設レ不圖爭】……設ハ、況ニ作ルベシ。況ハ、悅ト通ズ。【圓圓】……牢獄ナリ。

解説 漆雕の持論は、人に犯されても、顏色風し挽まず、人に目を刺されむとしても、精(ヒトミ)を轉じて逃れ避けず、自ら省みて、己れの行邪曲なりと心付けば、卑賤なる奴婢と雖も、憚れて之れを避け、自ら省みて、己れの行正直なりと心付けば、尊貴なる諸侯と雖も、憚らずして之れを怒る。世々の人主は、此れを以て清廉なりとして、之れ敬禮せり。宋榮子の持論は、衆と相和して、人と鬭争せざると悦び、人の舊惡を念はずして、仇人に迫詰して其の怨を報いざる主義を取り、牢獄の中に居ることを羞ぢず、人に侮られても恥辱とせず、世々の人主は此れを以て寛大なりとして、之れを敬禮せり。夫れ漆雕の清廉を是なりとするは、將に宋榮の仁恕を非なりとせむとするは、將に宋榮の寛大を是なりとするは、將に漆雕の剛暴を非なりとせむとするなり。さるを今寛大清廉仁恕剛暴、俱に此の二子に在るを、人主は兼れて之れを敬禮せり。

行無常議、夫冰炭不同器而久寒暑不兼時而至、雜反之學不兩立而治、今兼聽雜學、繆行同異之辭、安得無亂乎、聽行如此、其於治人又必然矣、

字訓【言無定術、行無常議】：・術ト讀ト地ナ易フベシ【冰炭】：・炭ハ、火ナリ、【雜學】：・雜ト學トノ間ニ反之二字ヲ脫セリ、上文例スペシ、【同異之辭】：・異ノ字ヲ主トシテ看ヨ、主義ノ異ナル辭ナリ、

語義【愚昧誣妄の學、雜反の辭、競爭して、人主俱に之れを聽けり、故に海内の士、言に定議なく、行に常術なし、夫れ冰と火とは久しく容器を同じくすべからず、寒暑は時を兼ねて同時に至らず、雜反の學は、兩立しては治らず、さるを今雜反の學を兼ね聽き、同異の辭を經ヘアマリ行ひて、其の是非を辨じて之れを取舍することなれば、何とて亂ることなきことを得む、之れを聽き之れを行ふこと此の如くなれば、其の人を治むる上に於て、又必ず混淆して、其の善惡を知ること能はざらむ、以上第二段、人主儒者と墨者との葬儀の相反し、漆雕と宋榮子との持論の相反せるを、兼ねて之れを禮し、愚謬の學、雜反の辭を俱に聽くが故に、海内の士の言に定議なく、行に常術なきことを歎す、

今世之學士語治者多曰、與貧窮地以實無資、今夫與人相善也、無豐年旁入之利、而獨以完給者、非力則儉也、與人相善也、無饑饉疾疚禍罪之殃、獨以貧窮者、非侈則墮也、侈而墮者、貧而力而儉者富、今上徵斂於富人、以布施於貧家、是奪力儉而與侈墮也、而欲索民之疾作而節用、不可得也、

字訓【今夫與人相善也】：・善ハ、等ノ誤ナリ、下同、【旁入】：・副產物ノ收入ナリ、【疾疚】：・疾ハ、久シキ病ナリ、【獨以貧窮者】：・獨ノ上ニ而ノ字ヲ脱セルナラム、【非侈則墮也】：・墮ハ、惰ト通ズ、

語義【今世の學士の道徳を語る者は、多く曰はく、貧窮の者に土地を與へて、以て資力なき者を充實せしめよと、今夫れ此に人ありて、其の田畠財産の多少、他人と相等しきなり、然るに豐年の收穫及び副產物の收入の利益なくして、其の人獨り以て完全に供給するは、勉力するにあらざれば、節儉するなり、又此に人ありて、其の田畠財産の多少、他人と相等しきなり、然るに饑饉疾疚禍罪の殃なくして、其の人獨り以て疾疚を作りて、費用を節約することを求めて欲すとも、得べからざらむ、

今有人於此、義不入危城、不處軍旅、不以天下大利易其脰、一毛、世主必從而禮之、貴其智而高其行、以爲輕物重生之士也、夫上陳良田大宅、設爵祿所以易民死命也、今上尊貴輕物重生之士、而索民之出死而重殉上事、不可得也、藏書策習談論聚徒役服文學而議說、世主必從而禮之、曰敬賢士先王之道也、夫吏之所稅耕者也、而上之所養學士也、耕者則重稅、學士則多賞、而索民之疾作而少言談、不可得也、立節參名執操不侵、怨言過於耳、必隨之以劍、世主必從而禮之、以爲自好之士、夫斬首之勞不賞、而家鬪之勇尊顯、而索民之疾戰距敵、而毋私鬪、不可得也、國平則養、儒俠難至、則用介士所養者非所用、所用者非所養、此所以亂也、且夫人主之聽於學也、若是其言、宜布之官而用其身、若非其言、宜去其身、而息其端、今以爲是也、而弗布於官、以爲非也、而不

息其端是而不用非而不息亂亡之道也。」

字訓【書策】……書册ナリ、【徒役】……生徒ナリ、【距敵】……拒ハ、拒通ズ。  
解説今此に人ありて、其の主義として、危き城に入らず、軍旅戰陣の中に處らず、與ふるに天下の大利を以てせむとしても、其の歴の一筋の毛にだにも取り易へざれば、世々の人は主は、必ず從ひて之れを敬禮し、其の智の能く危難を避くるを貲びて、其の行の利益に勤ひざるを高しとじ、物を輕んじ生を重んずる士なりと思ふなり、夫れ上の良田大宅を賺れ、語辭を設くるは、民の死命と交換する所以なり、さるを今、上、物を軽んじ生を重んずる士を尊貴して、民の死力を出して上の事に殉シタガふことを重んぜむことを重んぜむとも、得べからざらも、書册を藏し、談論を習ひ、生徒を聚め、文學に服事して、誰說すれば、世々の人は主は、必ず從ひて之れを敬禮して、賢士を敬ふは、先王の道なりと曰ふなり、夫れ官吏の税を取立つる所は、耕作する者なり、而して上の養ふ所は、學士なり、耕作する者には税を重くし、學士には貢を重くす、而して民の勤勉して疾く作物を作りて言說すること少からむことを重んぜむとも、得べからざらも、節操を勵まし立て、參ふるに名譽を以てし、志操を堅く執り守りて、人に侵し悔られず、己れを怨む言語耳に過ぐれば、必ず之に追隨するに劍を以てして、之れを殺せば、世々の人は主は、必ず從ひて之れを敬禮して、自ら名譽を好む士なりと思ふなり、夫れ戰場にて敵の首を斬る功勞ある者は賞せられずして、一家の事に鬭争する男者は尊顯せらる、而して民の疾く暇ひ敵を拒ぎて、私に圖ふことなからむことを重んぜむとも、得べからざらも、國平穏なれば、儒者俠者を養ひ、危難至れば、介胄の士を用ゐる、養ふ所は用ゐる所にあらず、用ゐる所は養ふ所にあらざるは、此れ亂る所以なり、且つ夫れ人主の學者に聽くは、若し其の言を是なりとせば、宜しく之れを官に布告して、其の身を用ゐるべし、若し其の言を非なりとせば、宜しく之れを官に布告せずして、其の端緒を息むべし、然るに今以て是なりとしながら、實に布告せずして、其の端緒を息めず、是なりとして退け去りて、其の端緒を息むべし、然るに今以て是なりとしながら、實に布告せずして、以て非なりとしながら、其の端緒を息めず、是なりとして用ふず、非なりとして息めざるは、亂れ亡ぶる道なり、以上第三段、今の學者の事政の闇見を拂し、世主の儒俠無用の徒を重んじ、耕戰有用の民を輕んずる弊害を論ず。

澹臺子羽、君子之容也、仲尼幾而取之、與處久而行不稱其貌、宰予之辭雅而文也、仲尼幾而取之、與處久而智不充其辨、故孔子曰、以容取人乎、失之子羽、以言取人乎、失之宰予、故以仲尼之智，而有失實之聲、今之新辨濫乎宰予、而世主之聽眩乎仲尼、爲悅其言、因任其身、則焉得無失乎、是以魏任孟卯之辨、而有華下之患、趙任馬服之辨、而有長平之禍、此二者任辨之失也。」

字訓【澹臺子羽】……澹臺ハ姓、子羽ハ字ナリ、名ハ滅明トイフ、孔子ノ弟子ナリ、「愛而取之」……魏ハ、期ナリ、「宰予」……字ハ子我トイフ、孔子ノ弟子ナリ、「有失實之聲」……聲ハ、評列ナリ、「魏任孟卯之辨而有華下之患」……孟卯ハ、芒卯ナリ、初見秦策ニ、天下又比周而軍三秦下、大王以詔破之トアルガ是レナリ、「趙任馬服之辨而有長平之禍」……馬服ハ、趙ノ將ナル趙奢ノ子ノ括ナリ、趙ノ孝成王ノ六年ニ、秦ノ將白起括ノ軍四十五萬ヲ長平ニ敗殺セリ。  
解説澹臺子羽は、君子の容貌を以て人を取らむか、吾れは之れを子羽に失トソコナヘリ、言辭を以て人を取らむか、吾れは之れを宰予に失ヘリと、故に仲尼の明智を以てすら、實を失ふ評判あり、今之新き辯舌は、宰予より愚痴にして、世々の人は主の聽くことは、仲尼より聴惑すれば、其の言を悦ぶ爲めに、それに因りて其の身に任せば、失ふことを得むや、是を以て、魏は孟卯の辯舌に任じて、華陽の城下に敗軍したる歎あり、趙は馬服の辯舌に任じて、長平に敗軍したる歎あり、此の二つの者は、辯舌に任じたる過失なり。

夫視鋸錫而察青黃、區治不能以必劍、水擊鴻鴈、陸斷駒馬、則臧獲不疑鈍利、發齒吻相形容、伯樂不能以必馬、授車就駕、而觀其末塗、則臧獲不疑駢良、觀容服聽辭言、仲尼不能以必士、試之官職、課其功伐、則庸人不疑於愚智，故明主之吏宰相必起於州部、猛將必發於卒伍、夫有功者必賞、

字訓【銀錫】……銀ハ、錫ニ作ルベシ、古ハ錫ヲ銅ニ雜ヘテ兵器ヲ作レリ、「青黃」……劍ノ色ナリ、「區治」……造人ノ善ク劍ヲ鑄ル者ナリ、前ニ見エタリ、「不疑」……疑ト純トノ間ニ於ノ字ナ脱セルナラム、「末塗」……馬ノ疲レタル時トイフ、「不疑駢良」……疑ト駢トノ間ニ於ノ字ナ脱セルナラム、「功伐」……功ヲ積ムヲ伐トイフ、  
解説夫れ鍛錬したる錫を視て、色の青黄を察するのみならば、古の善く劍を鍛る區治も、以て劍の鈍利を必ず見極むること能はざらむ、水に捕獲を擲ち、陸に駒馬を断たば、心なき奴婢も、其の鈍利を疑はずして決するならむ、齒と吻(クチビル)とを發き、形容を相するのみならば、水に古の善く馬を相する伯樂も、以て馬の駢良を必ず見極むること能はざらむ、車を授け駕に就けて駆駕せしめて、馬の疲れたる時を觀ば、心なき奴婢も、其の駢良を疑はずして、決するならむ、容觀衣服を觀、辭言を聽くのみならば、聖人の仲尼も、以て士の愚智を必ず見極むること能はざらむ、之れを官職に試み、其の功伐(テガラ)を課せば、凡庸の人も、其の愚智を疑はずして決するならむ。

則爵祿厚而愈勸、遷官襲級則官職大而愈治、夫爵祿大而官職數非不衆也、而不可謂富彊者、磐石不生粟、象人不可謂彊、石非不大、今商官技藝之士亦不耕而食、是地不墾、與磐石一貫也、儒俠毋知禍、商官儒俠爲不墾之地、不使之民不知事類者也。

字訓【聲級】：・聲ハ、重スルナリ、【象人】：・人形ナリ、【商官】：・商賈ノ貨ヲ納レテ官ヲ得タル者ナリ、【一貫】：・同様トイハムガ如シ、【顯而榮者】：・顯而ハ、而顯ノ顯倒ナラム、【福知磐石象人】：・福知磐石象人ナリ、【顯倒】：・顯榮ナレバ、而顯ノ顯倒ナラム、

顯然故に明主の官吏は、宰相は必ず州部の小吏より起り、猛將は必ず卒伍の末輩より發す、夫れ功ある者は必ず賞せらるれば、爵祿厚くして、愈々勵み勤む、官を遷し級を重ねば、官職大にして、愈々治る、夫れ爵祿大にして、官職治るは、王者の道なり、磐石（イチマイイシ）千里攘きなければとて、富むと謂ふべからず、人形百萬あればとて、強しと謂ふべからず、千里の石は大ならざるにあらず、百萬の數は衆ならざるにあらず、されども、富強と謂ふべからざるは、磐石には米粟を生せず、人形には敵を拒がしむべからざればなり、今商賈の貨を納れて官を得たる者、さては技藝の士も、亦耕さずして食ふ、是れ土地の開墾せざること、磐石と同様なり、儒者俠者軍勢なくして顯榮なれば、民使はれず、是れ人形と事を同じくするなり、夫れ磐石人形を福なりとすることを知りて、商賈の貨を納れて官を得たる者、儒者、俠者の、開墾せざる土地、使はれざる民たるることを福なりとすることを知らざるは、事の類を知らざる者なり、以上第四段、辭說を以て人を取ることの誤を論じ、人を取るには、官職に試み、功伐を課し、漸次に下級より上級に進ましむべきことを説き、商官儒俠を無用なる磐石象人に比す、

故敵國之君王雖說吾義、吾弗入貢而臣關內之侯雖非吾行、吾必使執禽而朝、是故力多則人朝、力寡則朝於人、故明君務力、夫嚴家無悍虜、而慈母有敗子、吾以此知威勢之可以禁暴、而德厚

之不足以止亂也。

字訓【什數】：・什ハ、十ナリ、

【說吾義】：・・・說ハ、悅ト通ズ、【吾弗入貢而臣】：・・・吾ノ字ハ衍ナリ、【關內之侯】：・・・國境ノ關門ノ内ノ諸侯トイコトニテ、諸侯ノ資格ノミアリテ、領地ナキ者ナリ、【執禽】：・・・卿ハ燕ヲ執リ、大夫ハ雁ヲ執リ、士ハ雉ヲ執ルナリ、【悍虜】：・・・強情ナル奴讐ナリ、

故敵國の君王は、吾が義を悦ぶと雖も、入貢して吾に臣たらざるは、義は以て他を服するに足らざればなり、關内の諸侯は、吾が行を非難すと雖も、吾れ必ず君に見ゆる手土産の禽を執りて來朝せしむるは、威は以て人を服するに足ればなり、是の故に、力多ければ人來朝し、以て威勢の以て暴を禁すべくして、德厚の以て亂を止むるに足らざることを知れるなり、

夫聖人之治國、不恃人之爲吾善也、而用其不得爲非也、恃人之爲吾善也、境內不什數、用人不得爲非、一國可使齊爲治也、用衆而舍寡、故不務德而務法、

字訓【什數】：・・・什ハ、十ナリ、

【說吾義】：・・・說ハ、悅ト通ズ、【吾弗入貢而臣】：・・・吾ノ字ハ衍ナリ、【關內之侯】：・・・國境ノ關門ノ内ノ諸侯トイコトニテ、諸侯ノ資格ノミアリテ、領地ナキ者ナリ、【執禽】：・・・卿ハ燕ヲ執リ、大夫ハ雁ヲ執リ、士ハ雉ヲ執ルナリ、【悍虜】：・・・強情ナル奴讐ナリ、

夫れ聖人の國を治むるは、人民の己れ自身の善を爲すことと恃まずして、其の非を爲すことと得ざることを用ひるなり、人民の己れ自身の善を爲すことと得ざることと用ひれば、人口のあらむ限り、一齊に治むることを爲さしむべきなり、衆を用ひて寡を舍つ、故に德を務めずして法を務む、

夫必恃自直之箭、百世無矢、恃自圓之木、千歲無輪矣、自直之箭、自圓之木、百世無有一、然而世皆乘車射禽者、何也、隱括之道用也、雖有不恃隱括而有自直之箭、自圓之木、良工弗貴也、何則、乘者非一人、射者非一發也、不恃賞罰、而恃自善之民、明主弗貴也、何則、國法不可失、而所治非一人也、故有術之君、不隨適然之善、

## 而行必然之道

〔解説〕：木材ヲ正ス器ナリ、曲レルヲ挽ムルヲ歷トイヒ、方ケヨヲ正スチ括トイフ、鍊夢萬ニ見エヌリ、【雖有不待歷括而有】直之筋、自闇之木】；上ノ有ノ字ハ衍ナリ、【待自善之民】；待ノ字ハ衍ナリ、【適然】；偶然チイフ、夫れ必ず自然に直き筋（ヤダケ）あることを待まば、百世矢なく、自然に圓（マロ）き木あることを待まば、千歳輪なからむ、自然に直き筋、自然に圓き木は、百世の間に一本も有ることなし、然れども世人皆圓き木をもて造りたる輪の車に乘り、直き矢をもて禽を射るは、何故ぞといふに、歷括（メギ）の道用むらるればなり、歷括を待まずして、自然に直き筋、自然に圓き木ありと雖も、良工は貴ばざるなり、何となれば、樂る者は一人のみにあらず、射る者は一發のみにあらざればなり、賞罰を待まずして、自ら善をする民は、明主は貴ばざるなり、何となれば、國体は失ふべからずして、治むる所の民は、一人のみにあらざればなり、故に術ある君は、偶然の善に隨はずして、必然の道を行ふことを論ず、第五段、明君は力を務むること、聖人は人をして非を爲すことを得ざらしむること、術ある君は必然の道を行ふことを論ず。

今或謂人曰、使子必智而壽，則世必以爲狂夫智性也、壽命也、性命者、非所學於人也、而以人之所不能爲說人、此世之所以謂之爲狂也、謂之不能，則是諭也、夫諭性也、以仁義教人，是以智與壽說人也、有度之主弗受也、故善毛嬌西施之美、無益吾面、用脂澤粉黛，則倍其初言。先王之仁義，無益於治、明吾法度，必吾賞罰者，亦國之脂澤粉黛也、故明主急其助，而緩其頌，故不道仁義。

〔解説〕：夫諭性也、諭性也ノ三字ハ注文ナリ、上文ノ是諭也ノ下ニ在ルベシ、【毛嬌西施】；皆古ノ美女ナリ、【急其助、而緩其頌】；助ハ、功ニ作ルベシ、成功ナリ、頌ハ、誦ト通ズ、先王ノ書冊ヲ法誦スルナリ、【不道仁義】；道ハ、言フナリ、今或は人に語りて、子をして必ず智慧ありて長壽ならしめむと曰ひたらば、世人必ず狂夫なりと思ふならむ、何となれば、智慧は天性なり、眞善は天命なり、天性天命は、人に學びて能くする所にあらざればなり、而る人の爲すこと能はざる所を以て人に説く、此れ世人の之れを謂ひて狂とする所以なり、之れを然ること哉はざと謂ふは、是れ性命の如何ともすべからざることを其の人の諭（サト）れるなり、夫れ仁義を以て人に教ふるは、是れ智慧と壽命とな以て人に説くと同様なり、法度ある主は、聽き受けざるなり、故に古の美女の毛嬌、西施の美しきことを善しとしたればとて、吾が顔面に利益なし、脂澤（アラ）粉（オシロイ）黛（マユズミ）を用ゐねば、其の初めの棄職の時に倍した

今巫祝之祝人曰、使若千秋萬歲、千秋萬歲之聲括耳、而一日之壽、無徵於人、此人所以簡巫祝也、今世儒者之說人主、不言今之所以爲治、而語已治之功、不審官法之事、不察姦邪之情、而皆道上古之傳譽、先王之成功、儒者飾辭曰、聽吾言，則可以霸王、此說者之巫祝、有度之主不受也、故明主舉實事去無用、不道仁義者故、不聽學者之言。

〔解説〕：【使若千秋萬歲】；若ハ、汝ナリ、【括耳】；括ハ、賛ト通ズ、【簡ニ巫祝】；簡ハ、粗略、【斯ムナリ、【達ニ上古之傳】】；達ハ、音ナリ、下ノ道モ同ツ、【不道仁義者故】；者ハ、之ニ作ルベシ、故ハ、事ナリ、【今巫祝（ミコカンナヤ）】の人の前途を祝する辭に曰はく、汝をして千秋萬歲ならしめむと、千秋萬歲の聲耳に賛（カシマ）しくして、一日の壽命も人に教（シルシ）なし、此れ人の巫祝を粗略にする所以なり、今世の儒者の人主に説くには、今の治を爲す所以を言はずして、已に治りし功を語り、官法の事を書にせず、姦邪の情を察せざして、皆上古の傳説を言ひ、先王の成功を譽む、儒者辭を飾りて曰はく、吾が言を聽かば、以て霸者たり王者たるべしと、此れ説く者の虚誕にして、實用なきこと、巫祝の祝辭と同じければ、法度ある主は確々受けざるなり、故に明主は、實事を擧げて、無用を去り、仁義の事を言はず、學者の言を聽かず、以上第六段、國を治むるに古代の事を主張する學者の言を聽くべからざることを論ず、

今不知治者必曰得民之心、欲得民之心、而可以爲治、則是伊尹管仲無所用也、將聽民而已矣、民智之不可用、猶嬰兒之心也、夫嬰兒不別首則腹痛、不擗座則寢益、別首擗座必一人抱之、慈母

治之然猶啼呼不止、嬰兒子不知犯其所、小苦致其所、大利也。

字訓「欲得民之心」。欲ノ字ハ衍ナリ、「割首」。髮ヲ剃ルナリ、「癪瘻」。癪ハ漸クナリ、今之治むることを知らざる者は、必ず民の心得よも曰ふ、民の心得て以て治むることをすべくは、是れ伊尹、管仲は賢なりと雖も、其の治を致す術を用ゐる所なく、特に民に聽かむとするのみならむ、然れども民の智慧の用ゐるべからざることは、猶は嬰兒(ミドリコ)の心のごときなり、夫れ嬰兒は、髮を剃らざれば、氣結ばるゝが故に、腹痛を起し、癪を製かざれば、膿漸く益す、髮を剃り、癪を製くには、必ず一人之れを抱きて、慈母之れを療治す、然れども猶ほ啼呼して止まざるは、嬰兒子は、其の髮を剃り癪を製きて、少しく苦む所を犯し、其の疾を去り害を除きて、大に利する所を致す、ことを知らざればなり、

今上急耕田墾草、以厚民產也、而以上爲酷脩刑重罰、以爲禁邪也、而以上爲嚴徵賦錢粟、以實倉庫、且以救饑饉備軍旅、而以上爲貪、境內教戰陣、閔士卒并力疾鬪、所以禽虜也、而以上爲暴、此四者所以治安也、而民不知悅也。

字訓【禽虜】。禽ハ、擒ト通ズ、今、上の田地を耕し雜草を開墾するとな急にするは、以て民の產業を手厚くするなり、而るに民は上を以て嚴重なりとす、金錢米粟を徵賦して、以て倉庫に實つるは、且に以て饑饉を救にする所なり、而るに民は上を以て暴虐なりとす、此の四つの者は、國を治め民を安んずる所なり、而るに民は悦ぶ所を知らざるなり、夫求聖通之士者、爲民智之不足、師用昔禹決江濬河、而民聚瓦石、子產開畝樹桑、鄭人誇譽禹利天下、子產存鄭、皆以受誇、夫民智之不足、用亦明矣、故舉士而求賢智、爲政而期適民、皆亂之端、

字訓【禹河】。瀧ハ、深ク通ズルナリ、左傳ニ、子產都鄙ナシテ章アリ、上下服アリ、田ニ封洫アリ、廬井ニ伍アラシメタルニ、與人(オカクノヒト)之レチ語シテ、吾ガ衣冠ヲ取リテ之レチ藉ニシ、吾ガ田疇ヲ取リテ之レチ伍ニス、孰レカ子產ヲ殺サム、吾レ莫レ之レニ與セムト白ヘリト見エタリ、夫れ聖哲通明の士を求むるは、民の智慧の師とし用ゐるに足らざるが爲めなり、然るに昔禹は洪水を治めて、大江の水を切り落し、黄河を深く通ぜしに、民は瓦石を聚めて、以て禹を讃たむと欲したり、子產は田畝を開き、桑を植えたるに、鄭人之れを誇嘆せり、禹は天下を利益し、子產は鄭國を存立て、皆以て誇謗を受けたり、夫れ民の智慧の用ゐるに足らざることも亦明けし、故に士を擧げて、賢者を求め、政を爲して、民の欲する所に適へむことを期するは、皆亂の端にして、未だ實に治を爲すべからざるなり、以上第七段、國を治むるに小兒に似たる人民の智を用ひるべからざることを論ず、

## 忠孝

此の篇は、主として堯、舜、湯、武、賢人、烈士を貶謫し、下縱橫の言に及ぶまで、總べて虚談を用ひるべからず、惟だ本を務め用な節にすることを以て先にすべきことを論じたる者なり、

天下皆以孝悌忠順之道爲是也、而莫知察孝悌忠順之道而審行之、是以天下亂、皆以堯舜之道爲是、而法之、是以有亂君、有曲父、堯舜湯武、或反君臣之義、亂後世之教者也、堯爲人君、而君其臣、舜爲人臣、而臣其君、湯武爲人臣、而弑其主、刑其尸、而天下譽之、此天下所以至今不治者也。

字訓「利ニ其尸」。史記ニ、武王討ノ死シタル處ニ至リテ、自ラ之レチ射ル、三メビ發ヲテ、而シテ後ニ、車ヲ下リ、輕劍ヲ以テ之レチ擊テ、黃鉢ヲ以テ封ノ頭ヲ斬リ、太白ノ旗ニ懸クトアリ、荀子ニハ、赤拂ニ懸クト云ヘリ、天下皆孝悌忠順の道を以て是なりとすれども、孝悌忠順の道を察して審に之れを行ふことを知る者なし、是を以て、天下亂る、天下皆堯、舜の道を以て是なりとして之に法る、是を以て、亂暴なる君あり、堯、舜、湯、武は、或は君臣の義に反し、後世の教を亂り、

し者なり、堯は人君となりて、其の臣な君とし、舜は人臣となりて、其の君を臣とし、(舜禪を受けて君となれば、堯は之れが臣なるなり)湯武は人臣となりて、其の主を弑し、其の戸を刑せしに、天下之れを譽めたり、此れ天下の今に至るまで治らざる所以の者なり。

**夫所謂明君者能畜其臣也**、今堯自以爲明、而不能以畜舜、舜自以爲賢、而不能以戴堯、湯武自以爲義、而弑其君長、此明君且常與而賢臣、且常取也、故至今爲人子者有取其父之家爲人臣者有取其君之國者矣、父而讓子、君而讓臣、此非所以定位、一教之道也、臣之所聞曰、臣事君、子事父、妻事夫、三者順則天下治、三者逆則天下亂、此天下之常道也、明王賢臣而弗易也、則人主雖不肖、臣不敢侵也、

**字訓**【夫所謂明君者能畜其臣也】……一本ニハ、臣ノ上ニ者ノ字アリ、也ノ下ニ所謂賢臣者、能明法辟治官職以輔其君者也ノ十八字アリ、是ナリ、辟モ、法ナリ、【有取其父之家】……家ノ下ニ者ノ字ヲ脱セルナラム、【臣之所聞曰】……臣ヘ、韓非ノ自ラ謂ヘルナリ、蓋シ堯王ニ對ヘタルナラム、  
**語訳**夫の謂ふ所の明君とは、能く其の臣を畜ふ者なり、謂ふ所の賢臣とは、能く法辟(へき)を明にし、官職を治めて、以て其の君を輔ぐ者なり、然るに今堯は自ら以て明なりとすれども、以て舜を臣とし畜ふ、こと能はず、舜は自ら以て賢なりとすれども、以て堯を君とし戴ふ、こと能はず、湯武は自ら以て義なりとすれど、其の君長を弑せり、此の如くなれば、世に明君と稱せらるゝ者は、且に常に位を與へむとして、賢臣と稱せらるゝ者は、且に常に位を取らむとするなり、故に今に至るまで、堯、舜、湯、武な以て口實(じゆ)として、人の子となる者は、其の父の家を取る者あり、人の臣となる者は、其の君の國を取る者あり、父にして子に讓り、君にして臣に讓る、此れ君臣の位を定め、父子の道を一つにする所以の道にあらざるなり、臣(韓非自ら謂ふ)の聞き及びたる所に曰はく、臣は君に事へ、子は父に事へ、妻は夫に事へ、三つの者順なれば、天下治る、三つの者逆なれば、天下亂ると、此れ天下の常道なり、明王賢臣にして、此の常道を易へば、人主不肖なりと雖も、臣敢て之れを咎(つまら)む、

今夫上賢任智無常逆道也、而天下常以爲治是故田氏奪呂氏於齊、戴氏奪子氏於宋、此皆賢且智也、豈愚且不肖乎、是廢常上貴則亂、舍法任智則危、故曰上法而不上貴、

**字訓**【上賢】……上ハ、尚ト通ズ、【無常逆道也】……常ノ下ニ舍法ノ二字ヲ脱セルナラム、下文ニ舍法任智則危トアルヲ以テ微スセシ、  
**【田氏奪呂氏於齊】**……齊ノ簡公ハ、田常ニ弑セラレタリ、呂ハ、齊ノ姓ナリ、戴氏ハ、子罕ヲ指ス、子ハ、宋ノ姓ナリ、二柄戴ニ、宋君失利、而子罕用之、故宋君見劫トアリ、併ヒ看ルベシ、  
**語訳**今夫れ賢を尚び智に任じ、常なくして法を捨つるは、逆道なり、而るに天下常に之れを以て治るとせり、是の故に、田氏は呂氏を齊に奪ひ、戴氏は子氏を宋に奪へり、此れ田氏も戴氏も皆賢にして且つ智なるなり、いかで愚にして且つ不肖ならむ、是れ常を廢し賢を尚べば亂れ、法を捨て智に任すれば危きなり、故に古語に曰はく、法を尚びて、賢を尚ばずと、

記曰、舜見瞽瞍、其容造焉、孔子曰、當是時也危哉、天下岌岌、有道者、父固不得而子、君固不得而臣也、臣曰、孔子本未知孝悌忠順之道也、然則有道者、進不得爲臣主、退不得爲父兄、父之所以欲其賢子者、家貧則富之、父苦則樂之、君之所以欲其賢臣者、國亂則治之、主卑則尊之、今有賢子而不爲父、則父之處家也苦、有賢臣而不爲君、則君之處位也危、然則父有賢子、君有賢臣、適足、以爲害耳、豈得利哉焉、

**字訓**【記曰、舜見瞽瞍、其容造焉、孔子曰、當是時也危哉、天下岌岌、有道者、父固不得而子、君固不得而臣也】……達ハ、威ニ同ク、愁フレ

貌ナリ、雖篇ノ二ノ景公造然壁レ色ノ造然ニ同シ、岌岌ハ、危キ貌ナリ、孟子ニ、咸丘蒙問曰、語云、盛德之士、君不ニ得而臣、父不ニ得而子、舜南面而立、堯帥ニ諸侯、北面而朝レ之、瞽瞍亦北面而朝レ之、舜見ニ瞽瞍、其容有レ蹙、孔子曰、於ニ斯時ニ也、天下殆哉岌岌乎、不レ識此語誠然乎哉、孟子曰、否、此非ニ君子之言、齊東野人之語也トアリテ、孟子ハ之レヲ否定セリ、【不レ爲レ父】…【不レ爲レ君】…二ツノ爲ノ字ノ下ニ之ノ字ヲ插入ミテ看ヨ、【豈得レ利哉焉】…哉焉ハ、焉哉ニ作ルベシ、

則ち父に賢子あり、君に賢臣あるは、適以て君父を害をするに足るのみならむ、いかで君父を利することを得ることかは、所謂忠臣不危其君、孝子不非其親、今舜以賢取君之國、而湯武以義放弑其君、此皆以賢而危主者也、而天下賢之、古之烈士、進不臣君、退而不爲家、是進則非其君、退則非其親者也、且夫進不臣君、退不爲家、亂世絕嗣之道也、是故賢堯舜湯武、而是烈士、天下之亂術也、瞽瞍爲舜父、而舜放之、象爲舜弟、而殺之、放父、殺弟、下之不可謂仁、妻帝二女、而取天下、不可謂義、仁義無所有、不可謂明、詩云、普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣、信若詩之言也、是舜出則臣其君、入則臣其父、妾其母、妻其主女也、故烈士、內不爲家、亂世、絕嗣、而外矯於君、朽骨爛肉、施於土地、流於川谷、不避蹈水

火使天下從而效之、是天下偏死而願天也、此皆釋世而不治者也。

字訓【退而不爲家】……一本ニハ、而ノ字ナシ、是ナリ、【象爲ニ舜弟、而殺レ之】……殺ノ上ニ舜ノ字ヲ脱セリ、【帝ニ女】……堯ノ女ノ懷黃、女英ナリ、【詩曰】……小雅ノ北山篇ノ詩ナリ、說林篇ノ上ニ見エタリ、【妾ニ其母】……妾ハ、婢ナリ、【施ニ於土地】……施ハ、サラスナリ、蹠ネテ衆ニ示スコトナリ、【偏死】……一本ニハ、偏チ偏ニ作レリ、

説林 謂ふ所の忠臣は其の君を危くせず、孝子は其の親を非なりとせず、然るに今舜は賢を以て君の國を取りて、湯、武は義を以て其の君を放弑せり、此れ皆賢を以て主を危くせし者なり、而るを天下之れを賢なりとせり、古の烈士は、進みては君に臣ならず、退きては家を爲(チサ)めず、是れ進みては其の君を非なりとする者なり、且つ其れ進みては君に臣たらず、退きては家を爲めざるは世を亂り嗣を絶つ道なり、是の故に、堯、舜、湯、武を賢なりとして、烈士を是なりとするは、天下の亂術なり、瞽瞍は舜の父なるに、舜之れを放ち、象は舜の弟なるに、舜之れを殺せり、父を放ち弟を殺し、は、仁と謂ふべからず、帝堯の二女を妻として、天下を取りしは、義と謂ふべからず、仁義あることなきは、明と謂ふべからず、詩に云はく、普天の下、王土にあらざるはなしと、信に此の詩の旨の如くなれば、是れ舜は、出でては其の君を臣とし、入りては其の父を臣とし、其の母を婢とし、其の主の女を妻とせし者にして、王土に住める王臣にあらざらむ、此の如き者世にてもはやさるゝが故に、烈士は、内は家を爲めず、世を亂り、嗣を絶ち、外は直諫して君の非を矯正し、朽枯せる骨、腐爛せる肉、土地に施(サラ)され、川谷に流れ、水火を蹈むことを避けず、天下をして從ひて之れに效(ナラ)はしむ、是れ天下の人類の偏死(カタシニ)して、而して又夭折(ワカタシニ)せむことを願ふなり、此れ皆世を棄て、治めざる者なり、

世之所爲烈士者，雖衆獨行，取異於人。爲恬淡之學，而理恍惚之言，臣以爲恬淡無用之教也。恍惚無法之言也。言出於無法，數出於無用者，天下謂之察。臣以爲人生必事君，養親，事君養親，不可以恬淡。必以言論忠信法術，言論忠信法術，不可以恍惚。恍惚之言，恬淡之學，天下之惑術也。

【世之所爲】……爲ハ、謂ト通ズ、【雖レ衆獨行】……雖ハ、離ノ誤ナラム、【爲ニ恬淡之學、而理ニ忧愁之言】……老子ノ第三十一章ニ云ハク、

恬淡爲上ト、第二十一章ニ云ハク、道之爲物、唯恬唯淡ト、恬淡ハ、無欲ナルコト、恍惚ハ、微妙ナルコトナリ、老子、莊子ノ教ヲ排斥セルハ、其ノ意ヲ得ズ、此ノ篇或ハ後人ノ作ナラムカト疑ヘル者アリ、【數出於無用】…數ハ、教ニ作ルベシ、世に謂ふ所の烈士は、衆を離れて獨行し、人に異なることを取り、恬淡無欲の學を爲して、恍惚微妙の言を理(テサ)ム、臣以爲へらく、恬淡無欲は、實用なき教なり、恍惚微妙は、法度なき言なりと、言の無法に出で、教の無用に出づる者な、天下の人々、之れを明察と謂へり、臣以爲へらく、人生は必ず君に事へ、親を妻ふ、君に事へ、親を妻ふには、以て恬淡無欲なるべからず、人生は必ず言論忠信法術を以てす、以て恍惚微妙なるべからず、恍惚微妙の言、恬淡無欲の學は、天下の惑術なりと、

孝子之事父也、非競取父之家也、忠臣之事君也、非競取君之國也、夫爲人子而常譽他人之親曰、某子之親夜寢早起、彊力生財以養子孫臣妾是誹謗其親者也、爲人臣常譽先王之德厚而願之、是誹謗其君者也、非其親者知謂之不孝而非其君者天下賢之、此所以亂也、故人臣毋稱堯舜之賢、毋譽湯武之伐、毋言烈士之高盡力守法專心於事王者爲忠臣。

【字訓】**【養子孫臣妾】**…臣妾ハ、奴婢ナリ、【知謂之不孝】…知ノ上二人ノ字ヲ捕ミテ看日、**【愚】**孝子の父に事ふるは、兄弟互に父の家を取らむことを競ふにはあらざるなり、夫れ人の子となりて、常に他の親を譽めて、某の子の親は、夜更けて寝ね、朝早く起き、勤勉強力して財を生じて、以て子孫奴婢を養へりと曰ふせ、是れ己れの親を誹謗する者なり、人の臣となりて、常に先王の徳の厚きことを譽めて、己れの君にも之れあらむことを願ふは、是れ己れの君を誹謗する者なり、己れの親を非なりとする者は、天下之れを責なりとせり、此れ世の亂る之所以なり、故に人臣は堯舜の賢能を稱することなけれ、湯、武の功伐(テガラ)を譽むことなけれ、烈士の高節を言ふことなけれ、力を盡し法を守り、心を主に事ふるに専一にする者を忠臣とす、以上第一段、堯、舜、湯、武の君臣の義に反し、後世の教を亂りしより、世の烈士と稱する者、忠孝の本義を忘れて、無法無用の言行を以て天下を惑はしたることを言ひ、眞の忠臣は、力を盡し法を守り、尊ら主に事ふるに在りと論ず、

古者、黔首、恵密、蠢愚、故可、以虛名取也、今民、僕、諭、智、慧、欲、自、用、不聽、上、上、必、且、勸、之、以、賞、然、後、可、進、又、且、畏、之、以、罰、然、後、不、敢、退、而世、皆、曰、許、由、讓、天、下、賞、不、足、以、勸、盜、跖、犯、刑、趣、難、罰、不、足、以、禁、臣、曰、未、有、天、下、而、無、以、天、下、爲、者、許、由、是、也、已、有、天、下、而、無、以、天、下、爲、者、堯、舜、是、也、毀、廉、求、財、犯、刑、趨、利、忘、身、之、死、者、盜、跖、是、也、此、三者、殆、物、也、治、國、用、民、之、道、也、不、以、此、三、者、爲、量、

【字訓】**【黔首】**…黒キ頭ナリ、黒キ頭髮ヲ露出スルニ由ルトモ、黒布ナ以テ頭ヲ覆フニ由ルトモイヘリ、秦ノ始皇ノ二十六年ニ、民ノ名稱ナ更メテ黔首トイヘリ、韓子ノ死ハ、是ノ前ニ在レバ、後人ノ傳會セル者ナラム、【僕、諭、智、慧】…莊子ニ、僕乎忘其言也トアリ、僕密ハ、說林篇ノ上ニ見エタリ、僕密ハ、蓋シ無心ニシテ事ヲ曉ラザル貌ナラム、蓋ハ、慧ニ作ルベシ、慧ハ、生レナガラ癡騃ニシテ、異義ヲ識ラザル者ナラム、【富潤智隱】…經薄ニシテ小ザカシキナリ、【趣、難】…趨レ利ニ作ルベシ、下文證スベシ、【殆、物】…殆ハ、甚シキナリ、殆物ハ、尤物トイハムが如シ、非常ノ物ナリ、**【古者】**(イニシヘ)の黔首(タミ)は、恵密蠢愚とて、無心にして事を曉らざりしが故に、空虚なる名義を以て、人心を釣り取るべきなり、今の民は、僕密智隱とて、經薄にして小さかしくして、自ら己れの意を用ひて、上の指令を聽ひざらむと欲するが故に、上必ず且(マツ)之れを勤むるに實を以てして、然して後に、進みて善に入るべく、又且(マツ)之れを長(ナド)すに御か以てして、然して後に、敢て退きて惡に入らず、而るに世人は皆曰はく、許由は天下を受くることを譴りたれば、賞は以て善を勤むるに足らず、盜跖は刑を犯し利に趨りたれば、罰は以て惡を禁ずるに足らずと、臣の曰はく、未だ天下を有たずして、天下を以て重しとすることなかりし者は、許由是れなり、已に天下を有して、天下を以て重しとするこなかりし者は、堯、舜是れなり、廉を毀(ナブ)りて財を求め、刑を犯して利に趨り、身の死するこなかりし者は、盜跖是れなり、此の許由と堯、舜と盜跖との三者は、非常なる物なり、國を治め民を用ひる道は、此の三者を以て定量とせず、法度賞罰は、中人の爲めに設く、

士不設賞爲太下士不設刑則治國用民之道失矣故世臣多不言國法而言從橫諸侯言從者曰從成必霸而言橫者曰橫成必王山東之言從橫未嘗一日而止也然而功名不成霸王不立者虛言非所以成治也王者獨行謂之王是以三王不務離合而正五霸不待從橫而察治內以裁外而已矣

【道之常】……道ハ、由ルナリ、【天下太平之士、不可不以當勤也】……平ハ、上ニ作ルベシ、太上之士ハ、許由ノ類ナリ、【天下太平之士、不可不以當勤也】……平ハ、下ニ作ルベシ、太下之士ハ、盜跖ノ類ナリ、【世臣】……一本ニハ、臣チ人ニ作レリ、是ナリ、【從橫】……合從連衡ナリ、【諸侯】……此ノ二字ハ衍ナリ、【山東】……華山ヨリ東ノ方ナリ、六國ヲ指ス、【王者獨行、謂之王】……王者ノ二字ハ衍ナリ、謂之王ノ王ノ上ニ稱ノ字アルベシ

論治むとは、常に治むる者なり、道とは、常に由る者なり、非常の物、高妙の言は、治むることの害物なり、天下第一の士は、賞を以て善を勵むべからざるなり、天下第一の太下の士は、刑を以て惡を禁ずべからざるなり、然れども太上の士あるが爲めに、賞を設けず、太下の士あるが爲めに、刑を設ければ、國を治め民を用ゐる道失ふ、故に世人は國法を言はずして、合從連衡の策を言ふ者は曰はく、合從成らば必ず霸たらむと、而して連衡の策を言ふ者は曰はく、連衡成らば必ず王たらむと、華山ヨリ東の方の六國の合從連衡の策を言ふ者、未だ嘗て一日として止まざるなり、然れども功名成らず、霸者王者の業立たざるは、虛言は以て治むることな成す所以にあらざればなり、合從もせず、特立獨行す、之れを霸者王者と謂ふ、是な以て、夏の禹王、殷の湯王、周の文王、武王の三王は、離ることをも含ふことなしも務めずして中正なり、齊の桓公、晉の文公、秦の穆公、宋の襄公、楚の莊王の五霸は、合從連衡を待たずして明辨なり、其の方法は、内政を治めて、以て外敵を制裁するまでのことなり、以上第二段、天下國家を治むるには、道徳上の虚名を以て獎勵するは、法律上の賞罰を以て進退するに如ひざることを論じて結ぶ

## 人主

此の篇は、人主法術の土に聽ひ、且して、権臣左右の言に惑へば、其試の禍に遇ふことを論じたる者にして、説は孤愾の篇中より來れり、篇内の大臣、左右、近習、當途は、總べて権臣ないへるなり、賢士、智士、能士、法術之士は、總べて法度の士ないへるなり、

**人主之所以身危國亡者大臣大貴左右大威也所謂貴者無法**

【向使虎豹失其爪牙】……一本コハ、向チ而ニ作レリ、是ナリ、

人主の身危く國亡する所以は、大臣大に貴く、左右大に威あればなり、謂ふ所の貴しとは、法なくして擅に行ひ、國柄を操りて、私に傾ずる者なり、謂ふ所の威とは、權勢を擅にして、公法を輕重する者なり、此の二つの者は、廢せざるべからざるなり、夫れ馬の能く重きに任じ車を引き、遠道を致す所以は、筋力あるな以てなり、萬乘の大國の主、千乘の小國の君の、天下を制して、諸侯を征する所以は、其の威勢あるを以てなり、威勢は、人主の筋力なり、今大臣威を得、左右勢を擅にす、是れ人主其の筋力たる威勢を失ふなり、人主其の筋力たる威勢を失ひて、能く國を有つ者は、千人中に一人もなし、虎豹の能く人に勝ち、百獸を執ふる所以は、其の爪牙あるを以てなり、而るを虎豹をして其の爪牙を失はしめば、人必ず之れを制せむ、今勢の重きは、人主の爪牙なり、人に君として、其の爪牙たる重き勢を失ふは、爪牙を失ひたる虎豹の類なり、宋君は其の爪牙たる重き勢を失ひて、早々之れを奪ひ返さりしが故に、身死國亡、今無術之主、皆明知宋簡之過也、而不悟其失、不察其事類者也

【向使虎豹失其爪牙】……一本コハ、向チ而ニ作レリ、是ナリ、

人主の身危く國亡する所以は、大臣大に貴く、左右大に威あればなり、謂ふ所の貴しとは、法なくして擅に行ひ、國柄を操りて、私に傾ずる者なり、謂ふ所の威とは、權勢を擅にして、公法を輕重する者なり、此の二つの者は、廢せざるべからざるなり、夫れ馬の能く重きに任じ車を引き、遠道を致す所以は、筋力あるな以てなり、萬乘の大國の主、千乗の小國の君の、天下を制して、諸侯を征する所以は、其の威勢あるを以てなり、威勢は、人主の筋力なり、今大臣威を得、左右勢を擅にす、是れ人主其の筋力たる威勢を失ふなり、人主其の筋力たる威勢を失ひて、能く國を有つ者は、千人中に一人もなし、虎豹の能く人に勝ち、百獸を執ふる所以は、其の爪牙あるを以てなり、而るを虎豹をして其の爪牙を失はしめば、人必ず之れを制せむ、今勢の重きは、人主の爪牙なり、人に君として、其の爪牙たる重き勢を失ふは、爪牙を失ひたる虎豹の類なり、宋君は其の爪牙たる重き勢を失ひて、早々之れを奪ひ返さりしが故に、身死國亡、今無術之主、皆明知宋簡之過也、而不悟其失、不察其事類者也

且法術之士與當途之臣不相容也、何以明之、主有術士則大臣不得制斷、近習不敢賣重、大臣左右權勢息、則人主之道明矣、今制疏遠、則法術之士奚時得進用、人主奚時得論裁、故有術不必用、而勢不兩立、法術之士焉得無危、故君人者非能退大臣之議、而背左右之訟、獨合乎道言也、則法術之士安能蒙死亡之危、而進說乎、此世之所以不治也、

學訓【當途】：當路ナリ、【制斷】：和氏諸ニハ、制ヲ擅ニ作レリ、【舉其私】：環ハ、營ムナリ、【蒙死亡之危】：寧ハ、犯スナリ、且つ法術の士と、當路の臣とは、仲悪しくして、相容れざるなり、何を以てか之れを明かさむ、主に術士あれば、大臣も制斷することを得ず、近習も敢て重きを賣らず、大臣左右の權勢息めば、人主の道明なり、今は則ち然らず、其の當路の臣は、勢を得て、事を擅にして、以て其の私を營み、左右近習は、朋黨比周して、以て疏遠なる外臣を制すれば、法術の士何の時にか進用せらるゝことを得む、人主何の時にか其の議論を得て政治を裁正するを得む、故に術ありても、必しも用ひられずして、法術の士と權臣とは、勢兩立せざれば、法術の士は、何とて危きことなきことを得む、故に人に君たる者、能く大臣の譖を退けて、左右の訟に背き、獨り道ある言に合ふにあらずば、法術の士、何とて能く死亡の危険を犯して、其の戮を遂むべき、此れ世の治らざる所以なり、

明主者推功而爵祿稱能而官事所舉者必有賢所用者必有能、賢能之士進則私門之請止矣、夫有功者受爵祿有能者處大官、則私劍之士安得無離於私勇而疾距敵游宦之士焉得無撓於明主者、推功而爵祿稱能而官事所舉者必有賢所用者必有能、賢能之士進則私門之請止矣、夫有功者受爵祿有能者處大官、則私劍之士安得無離於私勇而疾距敵游宦之士焉得無撓於

國【宮事】：寧ハ、聯トイハムカ如シ、【疾距敵】：疾ト距トノ聞ニ於ノ字ヲ脱セリ、距ハ、拒ト通ズ、【私門之屬】：屬ハ、囑託ナリ、人主之於人：此ノ下ニ也ノ字ヲ脱セリ、  
明主は、人の功勞を推して、爵祿を授け、技能を稱へたりて、官職を授く、舉ぐる所の者は、必ず賢才あり、用ゐる所の者は、必ず技能あり、賢才技能ある士選れば、私家權門の附庸止む、夫れ功勞ある者は、爵祿を授け、技能を稱へたりて、官職を授く、舉ぐる所の者は、必ず賢才あり、然るに人主の力を用ひむとする場合には、或は其の力を智なりとする所ありて、其の言を聽く、されど宮庭に入りて、それに就き、近習の者と其の言を評論し、近習の者の戮を聽きて、其の智を計らず、是れ愚者と智を論するなり、其の當路の者は、必しも賢ならずして、中には不肖なる者もあり、然るに人主の力を用ひむとする場合には、或は其の力を賢なりとする所ありて、其の言を聽く、されど宮庭に入りて、それに就きて、當路の者と其の行を評論し、當路の者の戮を聽きて、其の賢を用ひず、是れ不肖者と賢を論するなり、故に智者は其の策を愚人に決せられ、賢士は其の行を不肖者に程ハカラるれば、賢智の士、何の時にか用ひらるゝことを得む、而して人主の聰明閉塞せむ、  
昔關龍逢說桀而傷其四肢、王子比干諫紂而剖其心、子胥忠直夫差而誅於屬鏤、此三子者爲人臣、非不忠而說非不當也、然不免於死亡之患者、主不察賢智之言、而蔽於愚不肖之患也、今人

主非肯用法術之士、聽愚不肖之臣、則賢智之士、孰敢當三子之危、而進其智能者乎、此世之所以亂也、

### 飭令

此の篇は、人主能く法令を飭ふれば、内に奸民なきことを論じたる者なり、

字訓【墨縛】：：劍ノ名ナリ、【非肯用三法術之士】：：非、不トイハムが如シ、  
音訓【墨縛】：：音し闇龍達は、榮に説きて、其の四肢（テアシ）を傷はれ、王子比干は、絆を諒めて、其の心（ムネ）を剖（サ）かれ、子胥は夫差に忠直にして、墨縛の劍を賜りて、誅せられき、此の三子の者は、人臣となりて忠ならざるにあらずして、其の説當らざるにあらざるなり、然れども死亡の患を免れざりしは、主賢智の旨を察せずして、愚不肖の言に蔽はれし患なり、今人主、法術の士を用ひることを承知せずして、愚不肖の臣の言ふことを聽ひば、賢智の士孰れか能く敢て三子の如き危き場合に當りて、其の智能を逞むる者あらむ、此れ世の亂る所以なり、以上第三段、法術の士と權臣と相容れざることを論じて、其の弊害を人主の不明に歸す、

飭令、則法不遷、法平則吏無姦、法已定矣、不以善言售法、任功則民少言、任善則民多言、行法曲斷、以五里斷者王、以九里斷者彊、宿治者削以刑治、以賞戰厚祿以用術、國無姦民、則都無姦市、物多末衆、農弛姦勝、則國必削、民有餘食、使以粟出、爵必以其力、則震不怠、三寸之管毋當不可滿也、授官爵出利祿、不以功、是無當也、國以功授官、與爵、此謂以成智謀、以威勇戰、其國無敵、國以功授官、與爵、則治見者省、言有塞、此謂以智出治、以言去言、以功與莫訟、使士不兼官、故技長、使人不同功、故莫爭言、此謂易攻、

字訓【飭令】：：飭ハ、整フルナリ、【善言】：：仁義ノ言ナリ、【舊法】：：商子ニハ、舊ナ害ニ作レリ、【宿治】：：宿ハ、宿諾ノ宿ノ如シ、停滯スルナリ、【國無姦民則都無姦市】：：則ハ、國ノ上ニ在ルマシ、【使以五里斷者】：：出ハ、賞フトイハムが如シ、商子ニハ、爵ノ上ニ官ノ字アリ、【必以其力則震不怠】：：商子ニハ、必ノ上ニ官爵ノ二字アリ、震チ農ニ作レリ、是ナリ、【以當】：：當ハ、底ナリ、【威勇】：威ハ、成ノ誤ナラム、【治見者省言有塞】：：見ノ字ハ衍ナリ、有ハ、者ノ並ナリ、塞ハ、妄言セザルナリ、商子ニハ、治以下ノ七字ヲ治省言寡ニ作レリ、【以功授官爵者也】：：此ノ六字ハ衍ナラム、【辟言】：：偏僻不當ノ言議ナリ、【以數治】：：數ハ、法術ナリ、【勝其害】：：害ハ、官ニ作ルベシ、【道壞餘力於心】：：道レ壞ハ、莫燒ニ作ルベシ、【乘官之責】：：乘ハ、策ノ誤ナリ、用人篇ニハ、策官之責ニ作ノリ、【伏怨】：怨ナ蓄フルナリ、【明者】：：明ハ、辨ノ誤ナラム、【此謂易攻】：：此ノ四字ハ衍ナリ、

字訓【飭令】：：飭ハ、法度一定して、遷り易らず、法公平なれば、官吏に姦曲なし、法度已に一定すれば、道徳仁義の善言を以て法を枉げ私恩を售らず、功ある者に事を任せれば、民空言虚談すること多し、法を行ひて、委曲に決断す、五里的間を參驗して、其の罪を断ずる者は、其の國弱くして、他國に削り取らる、刑を以て民を治め、賞を以て民を賜はせ、祿を厚くして以て術ある者を用ひれば、國に姦民なく、都に姦市なし、參玩淫巧の物多く、商賈の未作來く、農民弛び懈り、姦民之れに勝てば、其の國弱くなりて、必ず他國に削り取らる、民に餘食あれば、其の貯たる米穀を以て官爵を買はしめ、官爵は必ず其の力を以てすれば、農民怠らず、僅に長さ三寸の管すら、底なければ水を満たすべからざるなり、官爵を授け利祿を出すに、力を以てせざるは、是れ底なきなり、國、功を以て官を授け爵を與ふれば、此れな明智を以て謀り、成勇を以て戦ふと謂ふ、其の國敵なし、國、功を以て官を授け爵を與ふれば、治むる者は手數書け、言ふ者は妄言せず、此れを智を以て治を出し、言を以て言を去ると謂ふ、故に國、力多くして、天下之れを能く侵すとなきなり、兵出づれば必ず取り、取れば必ず能く之れを有つ、

兵を按じ扣へて攻めざれば、必ず當に自ら來朝すべし、朝廷の事は、小事と雖も、敢て毀謗せず、功を效(イタ)して、官爵を取る、朝廷に偏僻不當の言謔ありと雖も、其の位に在るにあらざれば、以て相干涉して其の政を議することを得ざるなり、是れな法術を以て治むと謂ふ、實力を以て攻むる者は、一人を出して、十人を取る、空言を以て攻むる者は、十人を出して百人を喪ふ、國、實力を好む、此れを以て攻め易しと謂ふ、其の能其の官に勝(タ)へ、其の任を輕しとして、餘力を身に喰くことなく、兼官の責な負ふことなれば、内に怨を蓄ふることなし、辨者をして相干涉せざらしむるが故に、爭訟なし、任用すること専一にして、士をして官を策ねざらしむるが故に、我能長す、賞罰明にして、人をして功を同じくせざらしむるが故に、争言なし、

**重刑少賞上愛民民死賞多賞輕刑上不愛民民不死賞利出一空者其國無敵利出二空者其兵半用利出十空者民不守重刑明民大制使人則上利行刑重其輕者輕者不至重者不來此謂以刑去刑罪重而刑輕刑輕則事生此謂以刑致刑其國必削**

字訓「利出ニ一空」……利ハ、賞罰ナシ、賞罰ハ國家ノ利益ナレバナリ、空ハ、孔(アナ)ナリ、一ツノ孔ヨリ出ブルハ、君ノ一手ヨリ出ブルナリ、「利出ニ二空」……君ト大臣トヨリ出ブルナシ、「利出三十空」……多クノ門戸ヨリ出ブルナシ、解説刑を重くし、賞を少くしても、上民を愛せば、民賞に死せず、賞罰の利益、一つの孔(アナ)即ち君の一手より出づれば、民之れを信ずるが故に、其の國敵なし、賞罰の利益、二つの孔即ち君と大臣とより出づれば、民之れを信ぜざるが故に、其牛信半疑なるが故に、其の兵半は用わられ、牛は用わられず、賞罰の利益、十の孔即ち多くの門戸より出づれば、民之れを信ぜざるが故に、其の國を守らず、刑罰を重くして、明に民に示し、法制を大にして、人を使役すれば、上に利益あり、刑を行ふに、其の輕き者も至らず、重き者も來らず、罪の輕重皆犯さず、此れな刑を以て刑を去ると謂ふ、罪重くして刑輕し、刑輕ければ事生ず、此れな刑を以て刑を招き致すと謂ふ、此の如くなれば、其の國弱くなりて、必ず他國に削り取らる、以上、令を飭ふれば法の遵らざることより説き起し、功を以て賞を授け爵を授くべきことに論及し、賞罰の多門より出づる弊、刑を輕くする害を述べて結ぶ、

## 心度

此の篇は、欲は度なきに生じ、禍は禁なきに萌すが故に、明主は、度を民の心に明にせしめ、禁を民の心に立てしむ、度明なれば、足り易く、禁立てば、畏ることを知る、此れ國を治むる本なることを論じたる者なり、

**聖人之治民度於本不從其欲期於利民而已故其與之刑非所心者勝**

字訓「不從其欲」……從ハ、經ト通ズ、

解説聖人の民を治むるは、本を度ハカリて、其の欲を縱(ホシイマ)にせしめず、民を利益することを期するのみなり、故に其の之れに刑を與ふるは、民を惡む所以にはあらず、愛の本なり、刑勝てば、民靜なり、賞繁ければ、姦生す、刑の勝つは、治の首なり、賞の繁きは、亂の本なり、夫れ民の天性は、亂を喜みて、其の法に觀み安んぜず、故に明主の國を治むるは、賞を明にすれば、民功に勵み勤めば、刑を嚴にすれば、民法に觀み安んず、功に勵み勤めば、公事犯されず、法に觀み安んずれば、姦萌す所なし、故に民を治むる者は、姦を未だ萌さるに禁ず、而して兵を用ゐる者は、民の心に戰を甘んじて服事せしむ、禁する」と其の本を先にする者は治り、其の武器にて戦はすして、其の民の本心より戰ふ者は勝つ、

**聖人之治民也先治者彊先戰者勝夫國事務先而一民心專舉公而私不從賞告而姦不生明法而治不煩能用四者彊不能用四者弱夫國之所以彊者政也主之所以尊者權也故明君有權有政亂君亦有權有政積而不同其所以立異也故明君操權而上重一政而國治**

解説聖人の民を治むるは、先づ治むる者は強く、先づ戰ふ者は勝つ、夫れ國事は、先んずることを務むれば、民の心を一にす、専ら公を舉ぐれ

故法者王之本也、刑者愛之首也、夫民之性、惡勞而樂佚、佚則荒、則不治、不治則亂、而賞刑不行於天下者必塞、故欲舉大功而難致力者、大功不可幾而舉也、欲治其法而難變其故者、民亂不可幾而治也、故治民無常、唯治爲法、法與時轉則治、治與世宜則有功、故民樸而禁之以名、則治維之以刑、則從時移而治不易者、亂能治衆而禁不變者削。

字訓「不可亂而舉也」……歲ハ、期ナリ、【雖變其故】……故ハ、舊法ナリ、【治不易】……治ハ、法ニ作ルセシ、【能治衆】……能ノ字ハ舊ナリ、治衆ハ連ネ讀ムベシ、

故に法は王の本なり、刑は愛の首なり、夫れ民の性は、勞苦を惡みて佚樂を樂む、安佚なれば荒怠す、荒怠すれば治らず、治られれば亂る、而して賞刑天下に行はれる者は、必ず上下の情塞りて通せず、故に大功を挙げむと欲しながら、力を致すこと難い者、必塞する者には、大功期して舉べば、からざるなり、其の法を治めむと欲しながら、其の舊法を變ずること難い者、民の擾亂期して治むべからざるなり、故に民を治むるには舊法なし、唯だ治るを法とす、法、時と興に轉じ移りて、舊慣故例に拘はらざれば治り、治世と興に宜しくして、人情風俗に適すれば功あり、故に民質樸なれば、之れを禁するに禮義廉恥の名を以てすれば治り、之れを維(ツナ)ぐに刑を以てすれば從ふ、時移れども法易らざる者は亂れ、治むること來けれども禁變せざる者は他國に割り取らる。

故聖人之治民也、法與時移而禁與治變、能越力於地者富能起力於敵者彊、彊不塞者王、故王道在所開、在所塞、塞其姦者必王、恃其不可亂而行法者興。

字訓「越力於地」……越ハ、起ノ誤ナリ、【彊不塞】……不ハ、而ノ誤ナラム、【恃外不亂】……外ノ下ニ之ノ字ヲ脱セリ、【治立】……立治ニ作ルベシ、

故に聖人の民を治むるは、法は時と興に移りて、葉は治と興に變ず、能く力を地に起す者は富み、能く力を敵に起す者は強く、強くして姦を塞ぐ者は王たり、故に王者の道は、民を聞くに黨を以てする所に在り、民を塞ぐに利を以てする所に在り、其の姦を塞ぐ者は、必ず王たり、故に王者の術は、外國の我れを亂さることを恃まさるなり、吾れの亂すべからざることを恃むて、治を立つ者には、他國に割り取られ、吾れの亂すべからざることを恃んで法を行ふ者は、其の國興る、

故賢君之治國也、適於不亂之術、貴爵則上重、故賞功爵任而邪無所關、好力者其爵貴、爵貴則上尊、上尊則必王、國不事力而恃私學者其爵賤、爵賤則上卑、上卑者必削、故立國用民之道也、能閉外塞私而上自恃者王可致也。

字訓「不亂之術」……不ノ下ニ可ノ字ヲ脱セリ、【貴爵則上重】……此ノ五字ハ舊ナリ、【立國用民之道也】……也ノ字ハ舊ナラム、【上自恃】……上ハ、尙ト通ズ、

故に賢君の國を治むるは、亂すべからざる術に適ふ、故に功を賞し事に任ずる者に誇して、姦邪闕與する所なし、死力を出して君に事ふることを好む者は、其の爵貴し、爵貴ければ上尊し、上尊すれば必ず王たり、國、民の力を用ゐることを仕事とせずして、私學遊說の徒を恃む者は、其の爵賤し、爵賤しければ上卑し、上卑しければ必ず他國に割り取らる、故に國を立て民を用ひる道は、能く外を閉ぢて、數國をして我れを説きしめず、私を塞ぎて、姦民をして禁を犯さしめずして、自ら恃むことを能ぶ者は、王業致すべとなり、以上、先づ聖人の民を治むるは、民を利するに在りといふより説き起し、刑の勝つは治の首なり、賞の繁きは亂の本なりと言ひ、法は王の本なり、刑は愛の首なりと言ひ、法は時と興に移り、禁は治と興に變ずと言ひ、禁令其の國に行はれ、施きて天下に及べば、王業成るといふ意を以て結ぶ、

## 制分

此の篇は、法重ければ人情を得、刑輕ければ事實を失ふが故に、奸を告ぐる法あることを述べたる者なり、制分は、刑賞を制し、功

罪を分つなり。  
大凡國博君尊者未嘗非法重而可以至乎令行禁止於天下者也是以君人者分爵祿制刑法必嚴以重之夫國治則民安事亂則國危法重者得人情禁輕者失事實且夫死力者民之所有者也人情莫不出其死力以致其所欲而好惡者上之所制也民者好利祿而惡刑罰上掌好惡以御民力事實不宜失矣然而禁輕事失者刑賞失也其治民不秉法爲善也如是則是無法也故治亂之理宜務分刑賞爲急。

字訓【大凡】諸本ニ大ヲ夫ニ作ルハ非ナリ【御ニ民力】御ハ治ムルナリ【事實不宜失矣】宜ノ字ハ衍ナリ或ハ云ハク宜失ハ失宜ノ顛倒ナリト。大凡そ國博く君尊き者は未だ書て法の重きにあらずして以て天下に令すれば行はれ禁すれば止むに至るべき者はあらざるなり是を以て人に君たる者は爵祿を分ち刑法を制するに必ず之れを嚴にして以て重くす夫れ國治れば民安く事亂されば國危し法重ければ人情を得禁輕ければ事實を失ふ且つ夫れ死力は民の有する所の者なり人情は其の死力を出して以て其の欲する所を招き致さるることなし而して民の好むことは上の制裁する所なり民は利祿を好みて刑罰を厭む上其の好むこと厭むことを掌り功を賞し罪を罰して以て民の力を治むれば事實失はず然れども禁輕く事失ふ者は刑賞失すればなり其の民を治むるに法を兼べトらずして惟だ善を爲せばなり是の如きは是れ法なきなり故に亂を治むる理は宜しく罪ある者を刑し功ある者を賞することを分別するを急務とすべし

治國者莫不有法然而有存亡者其制刑賞不分也治國者其刑賞莫不有分有時以異爲分不可謂分至於察君之分獨分也是以其民重法而畏禁願毋抵罪而不敢胥賞故曰不待刑賞而民從事矣是故夫至治之國善以止姦爲務是何也其法通乎人情關乎治理也然則去微姦之道奈何其務令之相規其情者也則使相閼奈何曰蓋里相坐而已禁尙有連於己者理不得相閼惟恐不得免有姦心者不令得忘閼者多也如此則慎己而閼彼發姦之密告過者免罪受賞失姦者必誅連刑如此則姦類發矣姦不容細私告任坐使然也。

字訓【有二時以異爲分】一本ニヘ時ヲ持ニ作レリ持ハ特ムノ誤ナラム今特シテ講ズ【抵罪】抵ハ當ルナリ【不三敢胥賞】胥ハ須ニ同ジ待ツナリ【善以止姦爲務】善以ハ以善ノ顛倒ナリ【通乎人情、關乎治理】關モ通ズルナリ通ト關トハ互文ナリ【相規其情】規ト窺ト古字通用ス【使ニ相閼】閼ニ同ジ【蓋里】蓋ハ閼ト通ズ閼里ハ一里一家トイハムガ如シ【禁尙】尙ハ賞ノ省文ナリ禁尙ハ刑賞ナリ【理不得相閼】得ト相トノ間ニ不ノ字ヲ脱セルナラム閼ハ閼ノ誤ニテ掩蔽スルナリ其ノ身人ノ罪ヲ掩フニ遠アラザルナイフ【不令得忘】忘ハ志ノ誤ナリ【任坐】任ハ保證スルナリ任坐ハ同里ノ互ニ保證スル者其ノ罪ニ連坐スルナリ

居國を治むる者は法あらざるとなし然れども國の存する所あり亡ぶるとあり亡ぶる者は其の刑と賞とを制裁すること分明ならざればなり國を治むる者は其の刑と賞との分別あらざるとなけれども特ムノ刑と賞との異なる所以て分別なりとする所あるは分別と謂ふべからず明察なる君の分別に至りては獨斷に分別して刑賞を誤らず是を以て其の民法を重んじて禁を畏れ罪に當ることながらむとを顧ひて敢て賞を待たず故に古語に曰はく刑賞を待たずして民事に從ふと是の故に夫の至りて治むる國は善く姦を止むるを以て務とす是れ何故ぞといふに其の法人情に通じ治理に通ずればなり然らば則ち徵姦を去る道は柰何といふに其れ務めて之れをして其の情を相窺はしむる者なり然らば則ち相窺はしむる道は柰何といふに答へて曰はく罪人あれば一里一家の者相連坐するのみなり刑賞已れに連なる者あれば理として相掩蔽するとなれど惟だ免るいとを得ざらむことを恐る故に姦心ある者をして志を得しめざるは寢ふ者多ければなり此の如くなれば已れを憤みて彼れを寝ひ姦の祕密を告發す過を告ぐる者は罪を免れて賞を受け姦を取り失ふ者は必ず誅せられて刑に連なる此の如くなれば姦類發覺す姦は細事を細々せざるは私に密告し同里の互に保證する

夫治法之至明者，任數不任人。是以有術之國不用譽而得人之情，境內必治。任數也，亡國使兵公行乎其地而弗能圉禁者，任人而無數也。自攻者人也，攻人者數也。故有術之國去言而任法。

【子細】「不用譽」：譽ハ、察ニ作ルマシ。【國禁】：國ハ、繫ト通ズ。夫れ治法の至りて明なる者は、術數に任じて、人に任ぜず、是を以て、術ある國は、察することを用ひずして、人の情を得て、一號の内必ず治るは、術數に任さればなり。亡國は、兵をして其の地に公然と横行せしめて、察禁すること能はざるは、人に任じて、術數なければなり。自ら己れを攻むる者は人なり、人を攻むる者は術數なり。故に術ある國は、空言を去りて、法に任す。

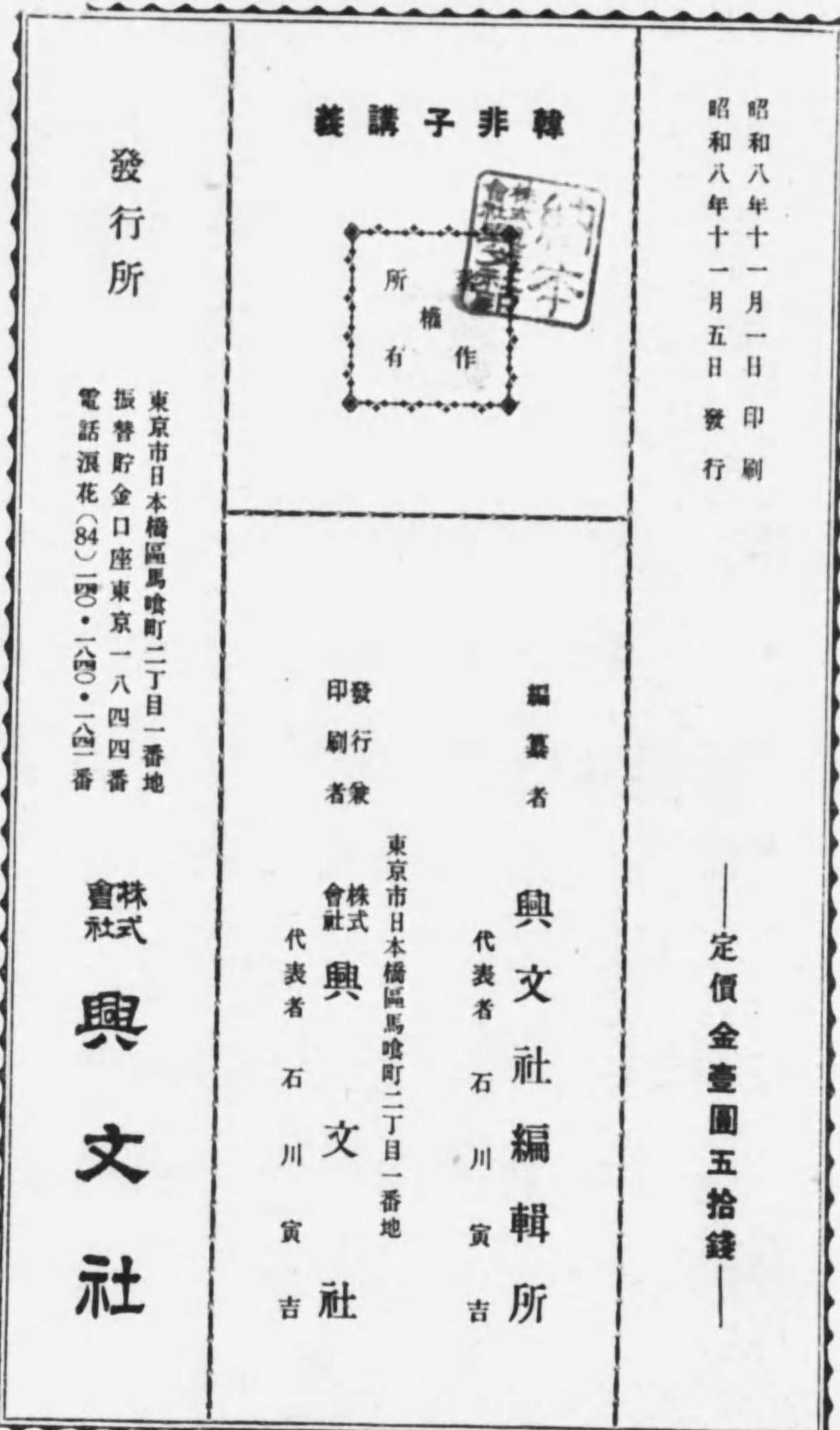
凡崎功之循約者難知，過形之於言者難見也。是以刑賞惑乎貳，所謂循約難知者，姦功也。臣過之難，見者失根也。循理不見虛功，度情詭乎姦根，則二者安得無兩失也。是以虛士立名於内而談者爲略於外，故愚怯勇慧相連而以虛道屬俗而容乎世，故其法不用而刑罰不加乎僇人。如此則刑賞安得不容其二，故實有所至而理失其量，量之失非法使然也。法定而任慧也。釋法而任慧者，則受事者安得其務，務不與事相得，則法安得無失而刑安得無煩。是以賞罰擾亂、邦道差誤、刑賞之不分白也。

【子細】「勝功」：時ハ、零候ナリ。勝功ハ、虚功ナリ。功ノ法度ニ伴ハザルチイフ。【臣過】：過形ニ作ルマシ。【失根】：失ハ、姦ニ作ルマシ。【虛士】：虛ハ、處ニ作ルベシ。【屬俗】：俗人ニ合フナリ。【罪人】：罪人ナリ。【不兼容】：其ニ作ルベシ。【實有所至】：至ノ上ニ不ノ字ヲ脱セルナラム。【刑賞之不分白】：分白ハ、分明ナリ。刑賞ノ上ニ則ノ字ヲ加ヘテ看ヨ。凡そ略功とて、法度ニ伴はざる功の約束に因循する者は、其の姦を見難きなり。是以、刑賞其の疑氣（ウタガハシキ）に惑ひて、刑賞を譲ることあり、謂ふ所の約束に因循して、姦を知り難き者は、姦功なり。過失の形迹の其の姦を見難き者はとは、姦根なり。表面の理に偏ひて、虚功を見ず、内實の情を度（ハカ）りて、姦根に説（イツハ）らるれば、刑と賞との二つの者、何とて兩つながら失ふことを得む。是を以て、家に居て仕へざる處士は、虚名な内國に立て、四方に遊談する者は、策略を外國に爲す、故に愚者、怯者、勇者、智慧者、相連りて、空虚なる道義な以て、俗人に合ひて、世間に寄せらる。故に其の法用ならずして、刑罰罪人に加らず、此の如くなれば、刑賞何とて其の疑氣（ウタガヒ）を容れ挟まざることを得む。故に實至らざる所ありて、理其の稱量、ツリアヒと失ふ、稱量を失ふは、法の然らしむるにはあらざるなり。法は一定したれども、一時の智慧に任すればなり。一定の法を棄て、一時の智慧に任せば、事を變くる者、何として其の務を行ふことを得む。務と事と相叶ふことを得ば、法何として失ふことを得む。而して刑罰何として煩はしきことを得む。是を以て、賞罰擾亂し、邦道差誤するは、刑賞の分明ならざればなり。以上第二段、治法の至りて明なる者は、術數に任じて、人に任ぜず、術ある國は、空言を去りて、法に任すと言ひ、賞罰の擾亂し、邦道の差誤するを、刑賞の分明ならざるに歸す。

# 韓非子講義 終

351

556



終

